

## 玄海原子力発電所に関する県民説明会（唐津会場）

開催日 平成29年2月21日（火）

場 所 唐津市民会館大ホール

### ○司会

お待たせいたしました。それでは、ただいまから玄海原子力発電所に関する県民説明会を開催いたします。

皆様方には、御多用のところ多数お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の県民説明会は、佐賀県が開催するものです。これは、玄海原子力発電所3・4号機について、本年1月18日に原子力規制委員会により原子炉設置変更許可が出され、1月20日に佐賀県に対して再稼働に関する国の方針について説明がなされました。佐賀県としては、これに関して、できるだけ多くの県民の皆様にご説明を聞いていただく、知っていただくことを目的に、この唐津市民会館を皮切りに県内で5カ所で開催いたします。本日は、県や市町の関係者も参加されています。

本日の説明会では、原子力規制庁、資源エネルギー庁、内閣府、九州電力の4つの担当者からお話を伺います。その後、説明をいただきました内容についての質疑応答の時間を2回設けております。

それでは、まず配付資料の確認をお願いしたいと思います。

本日、入場される際にお渡しいたしました、まず式次第でございます。1枚の紙となっております。それから、こちらの封書をお受け取りになられたでしょうか。こちらをおあけくださいませ。本日の資料は、資料1、原子力規制庁の「玄海原子力発電所3・4号炉に関する審査の概要」。資料2、資源エネルギー庁の我が国の「我が国のエネルギー政策」。そして、資料3、内閣府の「原子力防災の取り組みと国の支援体制」。資料4、九州電力の「玄海原子力発電所の安全対策」、そして、こちらの緑の御意見用紙でございます。そろっていただけますでしょうか。もしお手元がない方は、どうぞ挙手をお願いいたします。スタッフがお待ちいたします。大丈夫でしょうか。また、筆記用具をお持ちでない方は、受け付けに筆記用具を御準備していますので、お申し出くださいませ。

続きまして、本日の進行スケジュールについて御説明をいたします。お手元の資料の次第をごらんくださいませ。

主催者挨拶の後、説明に入ります。まず最初に、玄海原子力発電所3・4号炉に関する審査の概要について、原子力規制庁から御説明いただきます。説明時間は30分間。その後、20分間の質疑応答となります。質疑応答の時間1でございます。

次に資源エネルギー庁から説明、資料2、内閣府からの説明、資料3、最後に九州電力からの説明、資料4。こちらは各20分ずつ合計60分間、3つの資料についての説明を続けて行っていただきます。その後、30分間の質疑応答となります。質疑応答の時間2でございます。

なお、本日の説明会の終了時刻は、21時を予定しております。

次に、御来場の皆様にお願ひ並びにお断りを申し上げます。

会場内での録音、写真撮影、動画撮影は禁止をさせていただきます。

なお、説明会に参加できなかった県民の皆様のために、本日は既にインターネット中継をしております。また、本日の説明会の模様は後日、動画配信を予定しておりますので、どうぞ御了承くださいませ。

また、報道に当たって、カメラ撮影、ビデオ撮影も行われておりますので、どうぞ御協力をお願い申し上げます。

2つ目に、本日はできるだけ多くの皆様から御質問、御意見、御発言を頂戴したいと考えております。進行中に進行の妨げとなるような言動をされた場合には、御退場をお願いする場合がございますので、そのようなことがございませんように、何とぞ皆様の御協力をお願い申し上げます。

それでは、主催者を代表いたしまして、佐賀県知事山口祥義が御挨拶を申し上げます。

## ○山口知事

皆さんこんばんは。玄海原子力発電所に関する県民説明会を開催するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、説明会に御参加いただきまして、まことにありがとうございます。御承知のとおり、玄海原子力発電所3・4号機につきましては、去る1月18日、原子力規制委員会により新たな規制基準に適合したことを示す審査書が決定され、原子炉設置変更許可が出されました。その日のうちに、世耕経済産業大臣から私のほうに電話がありましたので、私から、地元の意見に真摯に向き合っていたきたいという話をしたところ、大臣も同じ意見だということでありました。

そうしたことを受けまして、1月20日には資源エネルギー庁の日下部長官が来訪されまして、再稼働に関する政府の方針について説明されたところであります。

私のほうからは、原子力発電に関しては、県民の間にもさまざまな意見があることから、再稼働の問題に対しては、真摯に、愚直に、真っすぐに向き合っていくことを申し上げた上で、原子力発電に関する佐賀県の考え方の基本は、何よりも県民の安全が大切であるということ。核燃料サイクルの推進、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定、使用済み核燃料の貯蔵対策など、エネルギー政策については国が責任を持って取り組むべきものでありまして、その責任をしっかりと果たしていただきたいということ。原子力発電所の安全性については、国において原子力規制の一層の充実強化に取り組むとともに、事業者への指導監督を徹底していただきたいこと、立地地域の振興や再生可能エネルギーの導入促進に全力で取り組んでいただきたいことなどをお伝えし、改めて国においては地元の意見に真摯に向き合い丁寧に対応していただきたい旨を申し上げました。

これに対し、長官からは、政府として県の意向を重くしっかりと受けとめて対応していくとの姿勢を示されたところであります。

その後、国との協議の結果、国がしっかりと説明責任を果たすことを確約されましたので、県民説明会を本日この唐津会場を皮切りに県内5地域で開催することとしたところであります。

説明会ということで、この後、国、事業者からエネルギー政策や規制の考え方、安全対策の取り組み等について説明いただきますが、県民の皆様方におかれましては、いろんな御意見がおりだと思えます。私は、県民の皆様からの声は非常に大事だと思っております。多くの考え方をいただくことによりまして、我々にとって気づくことがさまざまあるものと思っております。本日の説明会を通して、幅広いさまざまな意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、本日の説明が有意義なものであることを願ひまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## ○司会

御清聴ありがとうございました。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず最初は、原子力規制部、市村知也安全規制管理官から、玄海原子力発電所3・4号炉

に関する審査の概要について御説明をしていただきます。お願いいたします。

#### ○原子力規制庁（市村原子力規制部安全規制管理官）

皆様こんばんは。今、御紹介をいただきました、原子力規制庁の市村と申します。私からは、この後、30分ほど時間をいただきまして、九州電力玄海原子力発電所3・4号炉の審査の概要についてお話を申し上げたいと思います。中身、なかなか難しいところもございますけれども、できるだけわかりやすい用語を用いて御説明を申し上げたいと思います。

こちらにスライドは出るのでしょうか。スライドも映していただきますし、また、お手元にも全く同じものがプリントお配りさせていただいておりますので、どちらか見やすいほうをごらんいただきながらお聞きいただければと思います。

それでは、説明に入りますので、座って説明をさせていただきます。

きょうは、まず我々原子力規制委員会、原子力規制庁という組織についてお話をし、それから、新しい規制基準、基準がどういうふうになったのか、そして、その基準に照らして玄海原子力発電所に関する審査結果と、こういうものを順に御説明をしていきたいと思えます。

まず、原子力規制委員会あるいは規制基準についてのお話でございます。

2011年3月、東京電力福島原子力発電所の事故が発生をいたしました。この事故の反省を踏まえて、その翌年の2012年9月になりますけれども、新たな規制当局として我々規制委員会が発足をいたしました。福島原発事故の教訓に学び、二度とこのようなことを起こしてはいけないと、こういうために設置をされた組織でございます。

規制委員会というのは、5人の委員の方で構成をされております。この5人というのは、国会で同意をされた方々が務めるということになってございます。

原子力規制庁、我々が所属をしている原子力規制庁というところですが、これは規制委員会の事務局となっております、およそ1,000人の職員が在籍をしているものでございます。

これまで複数の省庁に分散していた原子力規制の役割を統合いたしまして、また、推進の部局、原子力を推進する部局とは分離をして独立性の高い組織として我々の組織ができ上がっているというものでございます。

規制委員会は発足以降、さまざまな取り組みを進めてまいりました。特に力を入れたのが、規制の徹底的な見直しということでございます。福島原発事故のような事故を二度と起こさ

ないために、福島原発事故から得られる教訓あるいは海外の知見というもの、さまざまなものを取り入れて、発足後1年弱をかけて新しい基準をつくりました。

玄海原発についても、この基準に適合しているかどうかということ厳格に審査を行いまして、この基準に適合しているということを確認したという段階であります。この細かな内容については、また後ほど御説明を申し上げたいと思います。

ここに書かれてありますように、この原発を運転することによって、福島原発事故のときのような住民避難等が必要となるような事態に至る可能性は極めて低く抑えられていると言えると考えております。

5ページでございますけれども、しかし、お伝えしたいことは、この審査に通るということが原子力安全のゴールではないということです。玄海原発については、法律に基づいて運転に当たって求められるレベルの安全性が確保されているという判断をしました。しかし、一方で、安全の追求に終わりはありません。安全向上に絶えず取り組むということ、我々もそうですし、それから、事業者にも絶えずそれに取り組んでいただきたいという、こういう姿勢で臨んでいきたいと思っております。

これは福島原発事故の教訓でもありますけれども、やはりこれで完璧であると、あるいはこれで絶対に安全なんだというふうに思ってしまうと、慢心をして安全を求める姿勢が衰えてしまうと。これは福島原発事故のときには、安全神話というような言葉で教訓として我々の心に絶えず思っていることでございます。

ただ、このページの一番下に書いてありますように、これだけ厳しい安全対策を講じられても、それでもなお、予期されない事態によって重大事故に至ることを意図的に仮定をして、あらかじめ緊急時の対応を定めておく必要があるということもまた、重要な点であります。この点は、私はこれから規制の話をしませんが、きょうのこの後のセッションで緊急時対応、あるいは防災の話というのが出てくるということでございます。

私からは規制の話ですので、まず、新規制基準について御説明を申し上げたいと思っております。

これは福島原発事故の状況をすごく簡単に記したものであります。

今回の基準づくりに当たって最も重要なことは、福島原発事故の教訓をしっかり酌み取るということでございます。福島原発事故のときには、まず大きな地震がサイト、発電所を襲いまして、この地震によって鉄塔が倒れたりということがありまして、外部からの電力を受け取ることができなくなりました。これがちょうど真ん中に書いてある①の部分です。

れども、ただ、この時点では、外部からの電気は来なくなりましたがけれども、発電所内にある非常用の発電機という機械によって冷却用のポンプなどが動いておりました。しかし、その後、さらに大きな津波が来まして、この非常用発電機というものも使えなくなってしまったと。これで外からの電気も、それから発電所の中の電気もなくなってしまったということでございます。これが②と書いてある部分でございます。

こうなりまして、電気がなくなって右のほうに書いてございます③からのところでございますけれども、冷却ができなくなって炉心が、核燃料が溶け落ちてしまって、溶けた燃料が反応して水素が出てしまったと。これによって、建屋の水素爆発を引き起こしたと、こういう経緯でございました。

ここから得られる教訓というのは、地震・津波といったような共通の要因によって必要な機能、必要な安全確保をするための機能が一斉に失われることがないようにしなければいけないということがまず大きな点でございました。そしてもう一つは、そういう対策を講じてもなお、やはり事故が発生し得るんだというふうに考えて、あらかじめ可能な限りの対策をとっておくことが必要であると、こういうことでもございました。

こういう教訓を踏まえて、新たな基準がつけられたということでもございます。

この図は、左から右に流れていくように見ていただくものなんですけれども、これまでは事故の発生を防止するというところの対策のみでした。今回、この部分も、もちろん大幅に見直しをしたわけなんですけれども、それでもなお、重大事故が発生することがあり得るというふうに考えて、そういう場合でも、いわゆるとめる、冷やす、閉じ込めると、よく原発の安全対策で言われますけれども、こういうものを幾重にも求めるということにしたものです。それでも、さらにその右側に行きますけれども、こういう対策を講じて、なお、放射性物質の放出があり得るというふうに想定をいたしまして、その拡散をできるだけ抑える、そういう方策を求めると、こういう幾重もの対策を求めるというふうにしたのが今回の基準であります。

これはちょっと別の表現をしておりますけれども、左側の柱が従来の基準、右側の柱が新しい基準だというふうに思っただけでなくとも、まず一番下の青色の部分、地震・津波への対策、これもまず強化をいたしました。加えて、緑色の部分でございまして、ここも火山、竜巻といった自然現象、あるいは火災対策、電源強化など、新たな対策を求めるとしてございます。そして、さらに特徴的なのはこの黄色の

部分でございますけれども、万が一、重大事故が発生した場合への対処、これを求めることにしたということでございます。

先ほど申し上げたこういう事故が発生した場合でも、原子炉をとめて、原子炉をしっかり冷やして、重大事故の進展を防止する、あるいはさらには放射性物質の大量放出を防止すると、こういう対策を求めているものでございます。これが新しい基準だということです。この新しい基準に玄海原子力発電所が合致しているかどうかというのを確認したのが、我々の審査でございます。この審査というのをよく、こういう言葉は普通の言葉ですので、使いますけれども、少し手続の面を最初に御説明をしておきたいと思えます。

原発を使うためには、原子炉等規制法という法律がありまして、この規制を満たさないといけないんですけれども、この規制法の中の手続としては、何段階かに分かれています。原子炉の設置変更許可というものと、工事計画認可、保安規定変更認可、あるいは使用前検査という検査もございます。こういうものの手続を全て経た上で、原子力発電所が使えるということになりますけれども、九州電力からは、これら許認可に係る申請を受け付けて、我々が審査を実施したというものです。

今の段階は、最も基本的な設計方針を確認する設置変更許可というものを、この基準への適合を確認して許可を出したという段階であります。この後、工事計画認可とか、あるいは保安規定認可という、より詳細な手続もまだ残っておりますので、これは我々は今審査中という段階でございます。きょうは、この設置変更許可という部分を確認できましたので、これについて皆さんに御説明をさせていただいているというものでございます。

これまでの経緯でございますけれども、2013年の7月に新規制基準が施行をされました、でき上がりましたということです。最初に申し上げましたように、我々は2012年の9月にできた組織で、これから1年弱をかけて新規制基準ができ上がって、その後すぐに九州電力からは玄海原子力発電所3・4号炉に関する申請、審査をしてくださいと、この基準に合っているかどうかを審査してくださいという申請がなされました。その後、規制委員会で公開の審査会合での審査を進めまして、現地調査、あるいは事務局によるヒアリングなども相当の回数を重ねまして、昨年11月9日に審査結果を取りまとめをいたしました。この審査結果については、翌日の11月10日から12月9日まで、これはちょうど30日なのですが、この間、国民の皆様から科学的、技術的意見の募集をいたしますということで、いわゆるパブコメとかも言っていますけれども、意見の募集をさせていただきました。いただいた意見は

合計4,200件でございました。この4,200件全て目を通しまして、必要なものは審査書案に反映をさせていただいて修正をいたしまして、その上でことしの1月18日でございますけれども、設置変更許可に至ったということでございます。もちろん、その設置変更許可の段階では、法律の規定に基づいて原子力委員会への意見聴取、あるいは経産大臣への意見聴取というものも実施をさせていただいたというものでございます。

それでは、審査の結果、具体的に玄海原発がどうなのかということをお説明申し上げたいと思っておりますけれども、まずは最初の重大事故の発生を防止する対策、ここも大分強化をいたしましたので、この部分の御説明から始めたいと思っております。

まず、最も基本的な事項である地震というものでございます。

発電所を設計するために設定する地震を、基準地震動というふうに呼んでおりますけれども、この設定が適切にされたかどうかという問題であります。

新規制基準では2つの方法で基準地震動の策定を求めています。1つは、敷地ごとに震源を特定した上で地震動を策定するもの、もう一つは、震源は特定できないけれども、発生する可能性が否定できない地震動というものを定めるというものでございます。

最初の震源を特定して策定する地震動のほうについては、九州電力が科学的な知見を用いて周辺の調査を行いまして、玄海原発に影響を与えると予想される地震といたしまして、竹場断層と城山南断層の2つの地震を選定してございます。その上で不確かさというものを考慮して、地震動を策定しています。これによる基準地震動の大きさは、最大540ガルというものでございます。このガルというのは、地震の動きの加速度を示す単位ですけれども、大きさを示しているものだというふうにお理解いただければよろしいと思っておりますけれども、ここから出てきたのは540ガルというものでございます。

もう一つの震源を特定せず策定する地震動というほうでございますけれども、これは審査過程で規制委員会からの指摘も踏まえて九州電力は、幾つか追加をしてございますけれども、結果として、この特定せず策定する地震動のほうは、最大620ガルというものが定められております。結果として、玄海原発については最大は620ガルということになるわけですが、これは当初申請は540ガルということでございましたので、そこから大分引き上がったという結果になりました。

続いて、同様に福島原発事故からの大きな教訓であります津波対策でございます。

九州電力は、玄海原発に影響を与えると考えられる地震による津波として、水位上昇側、



高くなるほうの側ですね、高くなるほうの側については、対馬南西沖断層群、あるいは宇久島北西沖断層群、この2つの断層の連動による地震による津波というものと、それから、西山断層帯による地震に伴う津波という、この2つを選定するというところでございます。これによって、津波の高さですけれども、敷地前面というか、取水ピットというところがありますけれども、敷地前面のところでは津波高さは6mになりますということです。

もともとこの九州電力が申請をした最初は、津波高さは3m以下であるということをおっしゃっていたので、これも審査の過程で大幅に引き上がりまして、6mになったということになります。

ただ、玄海原発の敷地高さというのは、11mございまして、6mであっても、津波が敷地に上がってきってしまうということはないということになります。

こういう確認を津波についてはいたしましたというものでございます。

それからもう一つ、自然現象で重要なのは、火山の問題でございます。

九州電力は発電所から半径160kmの範囲にある火山ということで、49を特定してございます。特にこの中から、この玄海原発に影響を及ぼし得る火山として、阿蘇カルデラとかいうものを含めて17の火山を抽出しております。さらに、160kmからちょっと出ますけれども、その外のものについても、4つの火山を抽出するということです。このうち、カルデラ噴火というものをするような大きな火山については、活動履歴とか、これまでの活動の状況とか、あるいは地下構造による検討などというものを確認いたしまして、現時点でカルデラ噴火というものが発生する可能性は十分に小さいということをおっしゃっていることを我々も確認してございます。

それから、九州電力は、このカルデラ噴火の可能性が十分に小さいんだという、この状況が、今後も変化がないということをおっしゃるためにモニタリングを継続して実施しますということをおっしゃっております。これも我々もその方針を確認してございます。

したがって、これらの評価の結果、火山活動ということで敷地にどういう影響があるかという、これは降下火砕物、火山灰ということになります。これもさまざまなシミュレーション等による検討を行って、この玄海原発における最大の火山灰、どれぐらいたまるかというのは、10cmというふうにおっしゃっているものでございます。そうすると、今度問題は、この10cmの火山灰が積もったときにこの発電所に問題はないかということですが、これは少し細かく書いてありますけれども、その重さに耐えられるとか、あるいはフィルター

によって火山灰が機械の中に入らないとか、あるいは火山灰が降るような状況では外部はですね、例えば、停電をしているとか、あるいは道にたくさん火山灰が積もってなかなかアクセスができないということもありますので、7日間は発電所内部の設備や燃料によって自力で電力を確保できるというようなことを確認してございます。

ここまで地震・津波、火山といったようなものの結果を御説明申し上げましたけれども、これら以外にもここに幾つか赤字で書いてございますけれども、洪水とか竜巻、台風等々の自然現象、あるいはこれらが組み合わさって発生する場合も考慮して、安全機能が損なわれないということを確認してございます。

例えば、竜巻であれば、日本で最大の竜巻の風速92mということですがけれども、玄海原発は100mの風速でもその機能が損なわれることはないというようなことを確認してございます。

それから、人為事象についてもさまざまな確認をしたということを書かせていただいております。

それから、少し18ページは細かな話になりますけれども、火災対策、あるいは内部溢水対策というようなことを確認した結果を書かせていただいております。

火災というのは、発電所の中で火災が起こりますと、重要な安全機能を損なってしまう可能性があるのですが、これはぜひ抑えなきゃいけないということで、早期に発見をする、あるいは発見した場合にはすぐに消すとか、あるいは影響ができるだけ外に及ばないようにするというような対策を講じていることを示してございます。

それから、内部溢水も、発電所の中にはたくさん水があります。配管もあるし、タンクもあるし。これが何らかの事情があふれてしまって、機械にかかってしまって、肝心の機械の機能が損なわれてしまわないようにということで、そういう対策が講じられているということを確認したものでございます。

それから、19ページは電源の対策について書かせていただいております。

これも福島原発事故の大きな教訓の一つでございます。あのときも、やっぱり電源をつなぎ込みたいんだけど、うまくいかないという状況が続きました。これを反映して、非常に厳しくここは確認してございます。

電源強化には幾つかの段階がございますけれども、これはもう全て一つにまとめて書いてしまっていますけれども、ちょうど上のほうに、外部電源というのがありますけれども、ま

ずは外部からの電源供給をできるだけ強化しようということで、玄海原発の場合は4回線の送電線で外部と接続をするということをしています。

それから、その隣に、ちょっと緑色の線が入っているところに「非常用電源2台」って書いてありますけれども、非常用電源2台はもともと玄海原発は持っておりましたけれども、1つの炉について2台なんですけれども、さらにこれを、燃料の保管状況を強化いたしまして、もともと3.8日分動かせる燃料しか発電所の中にありませんでしたけれども、7日間分持ってくれということ、大幅にふやしたというものでございます。

それから、これらの外部からの電源、あるいは所内の非常用電源の強化をしてもなお、これらがうまくいかないという場合に備えて、この周りに幾つか書かせていただいておりますけれども、それでも電気を切らさない対策ということで、大容量の空冷式の発電機、これは一番下に大型トレーラーのような写真がありますけれども、こういうものを設置するか、あるいはそのほかの電源車を設置する、あるいは蓄電池も大幅に増設をするというふうな対策を実施しているものでございます。

ここまで、冒頭に申し上げた事故の発生を防止する対策の強化の部分でしたけれども、これからさらに、これらをしてもなお、事故が発生した場合の対策ということについて、また幾つか御紹介を申し上げたいと思います。

これは原子炉をとめる対策でございます。通常の場合は、原子炉に制御棒というものをすぽっと入れて、とめたいときにはとめるんですけれども、この制御棒が入らないといった場合にもしっかりとめられるかということで、これは、ここに書かせていただいておりますような一次冷却剤の温度上昇という原子炉の特性を使って原子炉を確実にとめますという対策を確認してございます。

それから、22ページは冷やす対策でございますけれども、もともと玄海原発では、緊急時に水を原子炉に入れなきゃいけないという場合には、さまざまなポンプが用意されておりますけれども、こういう既設のポンプが使えない場合、それでもなお、しっかり水を入れられるようにということで、常設電動注入ポンプ、あるいは可搬型ディーゼル注入ポンプというものを用意して対策を講じるということを確認してございます。

それから、23ページは、こういうとめる対策、冷やす対策というものをしても、さらに幾重にも冷やす対策を強化するというものでございます。

これはちょっと細くなりますけれども、玄海原発は、いわゆるPWRという加圧水型原

子炉という形でございます。これは、1次系という原子炉に直接水が入る部分と、それから2次系という、そこから熱をとってタービンを動かす2つで構成されておりますけれども、こういうPWRの特徴を生かしまして、1次系で配管が破断をうまく冷却ができないという場合には、2次系を使ってしっかり冷却をするというふうな対策を講じているということでございます。

それから、配管破断によって熱水が格納容器内に出てしまったということになりますと、温度も上がるし、圧力も上がるということで、こういう場合にも移動式大容量ポンプ車というのが左側に書いてございますけれども、こういうものをつなぎ込んで冷やす対策を講じるということも確認しているものでございます。

それから、24ページはもうちょっと事態が進みまして、こういうとめる対策、冷やす対策、これがどうしてもうまくいかないときに、さらにそれでも、放射性物質を外に出さないように閉じ込める対策を強化してくれという部分でございます。

例えば、とにかく急激に原子炉の水が抜けてしまうということで、水の補給がもう間に合わないんですというふうなときには、原子炉の燃料が溶け落ちる場合と、こういうものを想定していただいて、それでも、ここに「スプレイ」というのが書いてございますけれども、ちょうど格納容器の中でシャワーのように降っているものですが、こういうものを確実に降らせて、格納容器の中の温度、圧力を下げるといふことであるとか、あるいはこの水が下にたまりまると、仮に原子炉の燃料が溶けて落ちてしまっても、この水の中に燃料を落とすことができるというふうな、こういう対策を確認しているものでございます。

それからさらには、ちょっと左のほうに幾つか吹き出しで絵が描いてございますけれども、核燃料が溶けて水の中に落ちると水素が発生する可能性がございますので、この水素が福島原発事故のときには相当の悪さをしましたので、この水素が悪さをしないようにということで、水素を低減する対策を、幾つか機械を設置して低減させることをしっかり確認しているものでございます。

それから、25ページに行きますと、ちょっと違うことが書いてございまして、ここまで幾つか御説明を申し上げましたけれども、どちらかというと、ちょっとハード面の、機械のお話が多かったのですが、結局重要なことは、こうした設備とか機械がしっかり必要なときに動いていただかないといけないわけですので、それを使うためのソフト対策、この部分の審査もしっかりしましたということを書かせていただいております。

例えば、要因がしっかり確保されているのかとか、体制が整備されているのか、あるいは手順が整備されているか、あるいはその手順があったとしても、実際に手順どおりに作業員の方ができるように教育・訓練がされているのかどうかというふうな点を含めて確認をしたというものでございます。

この点については、しっかり確認をいたしまして、幾つか写真とかも入れておりますけれども、ソフト面についてもしっかり対策を講じられているということを確認しました。ただ、このソフト面の対策というのは、一回審査をしたら終わりということではなくて、この後、この事業者が、こういう手順、体制、訓練を定めますと言ったら、これができているかどうかというのを継続的に確認しないといけないと思っております。我々、原子炉等規制法の手続として、保安検査というのがございます。これは通常では四半期に一回やっておりますし、加えて、訓練のときの保安検査なんかもありますので、こういうものを組み合わせて、しっかり継続的に事業者がこういうことをできているかどうかというのを確認していきたいというふうに思っております。

それから、緊急時対策所というものの話を1つさせていただきたいと思えます。

事故時の対策の拠点、司令塔として、緊急時対策所というものの設置をこの規制基準では求めております。

九州電力では、まず、代替緊対所というものをつくりますと。その後、緊急時対策棟というのをつくって、その中に緊急時対策所というのを設置すると、こういう申請でございましたので、この2カ所について、設置場所であるとか、設備、構成、被曝評価等々を実施して、いずれもその基準に合致しているという確認をしたものでございます。

それから、この緊急時対策所の関連で1つ申し上げておきたいのは、申請当初、九州電力は、緊急時対策棟というものは免震構造というものでつくるといふふうに言っていました。これが審査の過程で耐震構造のものに変えますといふふうな説明がなされました。これは相当、審査でも時間をかけて議論したところですが、1つ重要なことは、緊急時対策所について重要なことは、緊急時の対策拠点としてしっかり機能するかどうかということがポイントなのであって、その構造が免震構造なのか、耐震構造なのかというのは、規制の要求をしているわけではないものであります。事業者がその最もいいというものを選んでいただければいいということでもあります。

事業者は、その免震構造というものを当初言っておりましたけれども、それは実際に設計

をしようとしてみると、その成立の見通しがなかなか立たないということで、むしろ耐震構造のほうがいいものがすぐにできるということでございましたので、そうであればということで、我々も耐震構造ということ的前提にしっかり審査をして、我々が基準で求めている緊急時の対策拠点としての機能をしっかり持てるんだということを確認して許可をしたというものでございます。

それから、ここまで事故が起こったとしても「止める」「冷やす」「閉じ込める」対策をしっかりするというお話をさせていただきましたが、それでもなおその事故が発生をして、放射性物質の放出をするという仮定をあえていたしまして、それでもできるだけ外に広がっていくことは抑えてくれという、こういうことができているかどうかという確認をしたところでございます。

28ページでございますけれども、審査では大気、空気への拡散とか、あるいは海洋、海への拡散抑制について、ここに書かれているような大容量ポンプ車による放水とか、あるいはシルトフェンスというフェンスを海に設けて、できるだけの拡散抑制をするという方針を確認してございます。

それから、29ページでございますけれども、ここは大規模損壊というものの対応を書かせていただいています。

新規制基準の思想というか、考え方は、安全追求のための思考を常にとめないことが重要ということで、今まで申し上げたような重大事故の発生という想定をして、対策を講じてもらっているわけですが、それをさらに超えて大規模な自然災害、あるいは故意による大型航空機の衝突という、これはテロリズムですが、こういうものが起こった場合にはどうなるか。それでもできるだけ放射性物質の放出が抑制されるように、そういう体制、あるいは手順を考えてくれということをお求めているものでございます。

もちろんだのようなものでも食いとめられるということではありませんけれども、できるだけそういう厳しい場合でも放出抑制を図られるように考えてくれという、こういう考え方を持っていることをしっかり確認をしたというものでございます。

以上、長くなりましたけれども、このような審査をした結果として、我々は九州電力の玄海原子力発電所3、4号炉については、法律で定める基準に適合しているということで、ことの1月18日に設置変更許可をしたというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

## ○司会

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして質疑応答を行いたいと思います。質疑応答1の時間でございます。御質問の内容についてですが、ただいまの説明、新しい規制基準についてと適合性審査結果についてのみの御質問とさせていただきます。原子力災害対策、避難計画、原子力発電所の再稼働などについての御質問は質疑応答2の時間をお願いしたいと思っております。

本日は限られた時間でございますので、できるだけ多くの方が御発言できますように、時間を公平に、質問はお一人様1回につき1問とさせていただきます。ただ、御質問に対し回答が不十分であったり、御質問と回答のニュアンスが違った場合においては、もう一回御質問していただけます。

ただし、質問、御発言時間は1分以内とさせていただきます。本日は時間をはからせていただきます。

このように、時間経過ごとにお知らせをいたしますので、時間内で御発言をいただきますように、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、質疑応答御案内のとおり、20分間、あちらの時計でございます。ただいま、約15分ちょっと回っております。16分と計算いたしまして、20分ですから36分まででございます。

それでは、スタッフがマイクをお持ちいたしますので、御質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、まずはこちらのブロックから参りましょう。挙手をお願いいたします。それではまず、女性の方に参りましょうか。

## ○質問者

失礼します。新規制基準の放射性物質の放出量が100テラベクレルを下回ることを要求しているということですが、高木仁三郎試算で使用済みウラン燃料1トンにつき1年後でも8京9,000兆ベクレル、8京9,000テラベクレル以上、そのうちセシウム137が3,700兆ベクレル、3,700テラベクレルです。広島原爆セシウム137は、89兆ベクレルとされ、広島原爆の約42発分になります。玄海原発3、4号機が1年稼働すると、約48トンの使用済み燃料が出ると聞いています。広島原爆2,000個分にもなります。航空機落下とか、隕石落下、ミサ

イル落下、そういったことの場合、100テラベクレルを下回るということがあり得るのか。

それからもう一つ、2,800度以上の熔融燃料を水で受けるという対策がされていますが、どうしてそれが安全なのか。水蒸気爆発の危険性を主張してある専門家の方が多くおられます。その点についてお願いします。

#### ○司会

ありがとうございます。

#### ○原子力規制庁（市村原子力規制部安全規制管理官）

まず、放射性物質の放出についての御質問でございました。これは、きょう私が30分ほどかけまして発生の防止、それから最後のスライドでは、航空機の衝突を含めて大規模損壊というものの体制までを確認したというお話をさせていただきましたけれども、こういうものを確認した結果として、100テラベクレルを十分に下回ると。これは実際の玄海発電所の場合は5テラベクレル程度だったと思いますけれども、十分に下回るという確認をさせていただいたものでございます。

それから、水蒸気爆発については、確かに重要な御指摘でありまして、これは我々の審査でも非常に時間をかけて審査をした点でございます。これは会場の方御案内じゃない方もいらっしゃるかもしれませんが、熔融した核燃料が、水の中に落っこちたときに爆発的な反応をしてしまうんじゃないかということなのですけれども、これは海外を含めて、さまざまな実験がされておりまして、こういう水蒸気爆発が起こってしまうときの条件というんですか、温度であるとか、どういうぐらいのものがどの程度起こったら水蒸気爆発に至るかということは、かなり解明をされております。それを実際に玄海原発で起こり得る現象と比較をすると、その水蒸気爆発はこの施設では起こることは非常に可能性が低いということを確認したということで、これは公開の審査会合でも何度も議論させていただいて、我々の判断に至ったというものでございます。

#### ○司会

よろしいでしょうか。それでは、続いての質問を受け付けます。

それでは、こちらのブロックに参りましょう。女性でしたから、男性のお客様で参りましょう。では、はい、マイクをお持ちいたします。お待ちくださいませ。

#### ○質問者

規制委員会とか、規制庁は、世界一の安全基準で言いよるですね。コアキャッチャーが



ないのに、何で世界一の安全基準になるんですか。コアキャッチャーがあれば、欧米なんか装備しとる、福島もあんなにならなかつたわけでしょう。何でコアキャッチャーは外したわけですか、今回の基準に。金のかかり過ぎるけんですか。その辺ばちょっと答えてください。

#### ○司会

ありがとうございます。お願いいたします。

#### ○原子力規制庁（市村原子力規制部安全規制管理官）

コアキャッチャーがなくても、世界最高水準かという御質問でございますけれども、新規制基準では、例えば、コアキャッチャーは炉心が溶けてしまったときにそれを受けとめるという役割がございますけれども、もちろん我々も仮に原子炉が溶けてしまってそれが下に落ちてきてしまったときに、それが悪さをしないようにという対策は求めております。ちょっと私の言葉足らずだったかもしれませんけれども、格納容器に十分水をためて、それを受けとめるというようなことを確認してございます。これは機能を求めているということにおいては、新規制基準も全く同様でございます、これは世界でも同じような考え方です。要はどういう事象、事故を想定して、どういうものを求めるかということ、機能を求めるのが基準であって、それを解決するためのやり方ですね、これは事業者の工夫によってさまざまなものがあり得ると、世界でもコアキャッチャーというものをつけようとしている、今現実につけているものというよりは、これからつけようとしているプラントがもちろんありますけれども、そういうもので解決をしようとするプラントもあるし、水を張るということで対応しようとするプラントもあるし、これは基準の満たし方についてはさまざまなものがあるということで、この玄海原子力発電所については、我々が求めた基準に対して十分な対応が図られているということを確認したというものでございます。

#### ○司会

恐れ入ります。どういたしましょうか。（発言する者あり）お待ちくださいませ。会場のお客様に全員聞こえるようにマイクをお持ちいたしますので、お待ちくださいませ。

#### ○質問者

だからね、水とかなんとか、そういう対策じゃ対策にならんだろうもん。福島がいろんなあれになつとるとは、そういうことだろうもん。つけ焼き刃でそういうことは対応できますで、コアキャッチャーがあれば幾ら溶融しても地下水にあやんならんで、こやん大変なことにならなかつた。何で今度の規制基準にはそやんかコアキャッチャーは入れとらんと。それ

ば聞こうて。そういうのば入れとらんとに、何で世界一の安全基準で言うて。それば私は聞こうて。そこばちゃんと答えてよ、あんた。

#### ○司会

ありがとうございます。

#### ○原子力規制庁（市村原子力規制部安全規制管理官）

私のお答えは、先ほどと余り変わらないかもしれませんが、まず、世界最高水準と申し上げているのは、まさに福島原発事故という事故が起こってしまった。そこからの教訓、これは最初に非常に簡単ですけれども、申し上げましたけれども、こういうものを組んで新しい基準をつくった。しかも、福島原発事故の教訓に加えて、世界でさまざま求められている基準の状況等も、これを組み入れて日本の新しい基準としてつくったということで、世界最高水準というものを申し上げているものでございます。

加えて、先ほどの繰り返しでございますけれども、その基準の考え方というのは、どういう事故が起こるかということを考えて、それをどういう性能を持っていただきたいかということをお示しして、それを満たすやり方については事業者にしっかり考えていただくと。九州電力の玄海発電所については、コアキャッチャーという形ではなくて、水を十分に張って溶けた炉心を受けとめるという対策で、これで安全が確保できると。先ほど水蒸気爆発の御質問もございましたけれども、こういうものも発生をしないと、こういう確認をして許可をしたというものでございます。

#### ○司会

ありがとうございました。それでは、続きましての質問を受け付けます。一番左側の右側のブロックになりますね。そこのお客様で、恐れ入ります。今度、女性のお客様で行きたいんですが、いらっしゃらないでしょうか。もう一度挙手をお願いいたします。それでは、済みません、2列目の男性の、後方ですね、2列目の、はい、そこのお客様で、済みません、その後ろのお客様で参りましょうか。

#### ○質問者

説明、済みません。熊本地震で震度7の地震が繰り返し起こることがわかりました。それで、玄海原発の機器が基準地震動などが2回繰り返りに起こった場合に、さまざまな機器が壊れないのかどうかということをお質問したいと思います。建物の耐震基準というので、例えば震度7が1回あれば耐えられるという基準にすぎないんですね。ですから、その

2回あった場合にどうなるのかということは非常に重要なことだと思うんですが、それが今回の新規制基準で審査されたのかどうかということと、その結果について教えてください。

#### ○司会

ありがとうございます。それでは、お願いいたします。

#### ○原子力規制庁（市村原子力規制部安全規制管理官）

お答えを申し上げたいと思います。

まず、この原発の設計のために用いている基準地震動というものですけれども、これはきょうの最初のほうのスライドで申し上げましたけれども、まず、その敷地に対して影響があるものというものを選んで、それに不確かさを考慮して基準地震動を定める。加えて、震源を特定できないけれども、もしかしたら起こるかもしれないという地震も含めて、地震動を策定しているということで、まずはこの基準地震動というものを非常に大きく策定をしているというものがございます。

加えて、機器の耐震設計の御質問でございましたけれども、この繰り返しの加重にもおおむね耐えられるように、弾性範囲という、伸びたものが普通にまた戻る性質の範囲内におさまるような設計をしてもらっています。設計基準地震動に相当するような大きな地震に襲われる場合には、この機器の、あるいは施設の一部が蘇生領域といって、弾性領域、伸びて戻る領域の外側に出てしまう、少し蘇生変形してしまうという領域に入る可能性はありますけれども、その範囲は非常に狭く抑えるということを確認してございます。

実際に発電所の運転を考えますと、発電所が運転をしているときに、こういう大きな地震に見舞われますと、これは実際にはこんなに大きな地震ではなくて、もっと小さな地震で自動停止がかかるということですぐにとまります。とまりますと、すぐにどういう施設に影響があったのかどうかというのを確認してまいりますので、必要があれば、その補修をするというようなことをします。こういう対策をすることによって、安全の状況が確保されているというふうに判断をしたものでございます。

#### ○司会

今のお客様、よろしいでしょうか。（発言する者あり）先ほどのお客様、はい。

#### ○質問者

私が聞いたのは、最低限基準地震動が2回起こっても大丈夫なのかということでの検査をやったのかと。1回目に耐えられても、2回目に耐えられるのかということはどういうふう

に審査したのかと聞いているんですよ。本当に審査したんですか。その審査書の中の何ページに書いているか、教えてください。

#### ○原子力規制庁（市村原子力規制部安全規制管理官）

済みません、私の答え、恐らく同じなのですが、基準地震動に対して2回という考え方ではなくて、まず、その基準地震動を極めて大きくとるということで、例えば、熊本地震のときも実際には布田川断層と日奈久断層というのが動きましたけれども、実際に原発の設計で用いている断層の動き方は、あのときに動いたものよりもさらに大きいもので実は想定をしていました。したがって、その範囲内のものでしか起こらなかったということなんですけれども、そういう大きい地震を想定した上で、さらに基本的にはできるだけ弾性設計の範囲内におさまるように確認をしているというものでございます。

#### ○司会

ありがとうございます。

では、2階にもお客様がいらっしゃいますが、どなたかいらっしゃいませんか。2階は大丈夫でしょうか。では、もう一度、1階のお客様に移らせていただきます。こちらの男性のお客様、お願いいたします。

#### ○質問者

きょう、3ページとか、最初のほうに規制庁の基本姿勢が書いてあったと思うんですが、まず確認したいんですけれども、1ページ目に福島のことを学んでとか書いてあるんですけれども、確認したいんですが、東京電力福島原発事故はまだ終わっていないですよ。原子力緊急事態宣言がまだ出たままですよ。現場検証、済んでいないですよ。だから、終わっていないのに再稼働なんてあり得ないんです。まず、今のことを答えてください。基本姿勢にかかわることなので、もう少し。

それから、この間2月16日に佐賀新聞で、田中俊一規制委員長のインタビューがでかかど出ました。会場にいる皆さん、たくさん読んだと思います。住民をばかにしないでくださいと私は言いたいです。絶対安全を信じたいという住民の心情に、我々は迎合しないと田中委員長は言いました。住民の気持ちに寄り添わないんですか、迎合しないってどういうことでしょうか。安心するというのはそう簡単ではない。住民はみずから勉強しなければいけないと。規制当局のトップが、私たちに何でそんなことを押しつけるんですか。

それから、最後にもう一つ。やらせメール問題のことも触れています。こんなことはどの

事業者もやっていた。なかなか一回染みついたやらせ文化は直らないと思うと言っています。これ、規制当局のトップがやらせ文化は直らない、九州電力はまたやりかねない、私たちはそう読みます。そんなんでいいんでしょうか。規制当局、何とかこの発言、変えてください。

#### ○司会

恐れ入ります。また、順番が来たときにお願いしたいと思っておりますありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

#### ○原子力規制庁（市村原子力規制部安全規制管理官）

今、幾つか御質問をいただきました。まず、福島第一原発については、緊急時の状況が法律上も続いているというのは、そのとおりだと思います。あるいはテレビ等でも報道されているように、ロボットが中に入ってその調査をまだしているとか、あるいは汚染水の問題がまだまだ続いているというのは、それはそのとおりだと思います。これはまだああいう緊急時の状態でございますので、しっかり原子炉を冷やす必要がございますし、それから、それによって発生する汚染水の問題もある、それから、そうは言ってもあの原子炉をいずれは廃炉にしていかなきゃいけないので、原子炉の中がどうなっているかという調査もまだまだ続けていかなきゃいけないという状況であることは、そのとおりだと思います。

他方で、福島事故がどうしてああいうふうな状況に至ってしまったのかということについては、先ほど最初に簡単に申し上げましたけれども、やはり地震、津波の影響によって事故が進展をしていってしまったということですので、それを酌み取って新しい基準をしっかりとくり上げたというのが今の状況でございます。

それから、2つ目の質問は、絶対安全ということの問題であったというふうに思いますけれども、我々、委員長の発言そのものを新聞等も見えておりませんので、うまく解説することはできませんけれども、委員長が我々にもよく言っているのは、きょうも申し上げましたけれども、これで安全なんだと、これはすなわち、これで絶対安全なんだというふうに思った瞬間に、そこでもう安全を向上していく心が損なわれてしまう、なくなってしまうんだということで、我々もこれだけの確認をしてリスク、危険性は非常に下げられたと思っていますけれども、これで絶対安全などということではなくて、むしろそういうことを言わないことによって安全向上を引き続き目指していくということが我々としても必要だし、事業者も必要だということで、そういうことを言っております。そういう姿勢のことを恐らく、住民の方を含めてそういう姿勢を理解していただきたいということを行ったのではないかなというふ

うに察します。

それから、やらせ文化のところも、ちょっとどういう発言が実際にされていたのかわかりませんが、これはやらせ文化というか、我々は安全文化というふうに呼んでおりますけれども、絶えず安全を第一に考えるということが重要だと思っています。これはまた規制当局もそうですし、事業者もそうだと思います。事業者の姿勢が変わらないかどうかというのは、私は申し上げることはできませんけれども、いずれにしても事業者の姿勢が大事なのは御指摘のとおりだと思います。したがって、規制委員会では、きょう私が審査の中身を御説明申し上げましたけれども、この審査、基準に合っているかどうかという審査だけではなくて、原子力規制委員会のほうに定期的に各社の社長を招聘いたしまして、原子力規制委員会との意見交換をしています。これはなぜかという、やはり安全文化というのは、まずトップマネジメントがしっかり安全文化を持っているかどうかというのが大事ですので、社長の姿勢を定期的に確認をして、例えば、そういうやらせ文化みたいなものがまさか残っていないかどうかと、安全文化、安全を第一に考えるという姿勢をしっかりと持っていていただくかどうかということを定期的に確認するというので、恐らくそういうことを委員長も言ったのではないかなと。そういう活動、あるいは考え方のことを言ったのではないかなと思いますけれども、私から今申し上げられることは、そのようなことでございます。

## ○司会

ありがとうございました。繰り返しお願いしたいところでございますが、一応最初に申し上げましたように、お一人様1問でお願いしておりましたので、次のまた順番が回ったときにお願いしたいと思います。申しわけございません。

それでは、時間になりましたので、もう一方だけお願いしたいと思います。続いては中央のブロックで参ります。それでは、男性のお客様お願いいたします。

## ○質問者

質問いたします。

福島原発事故に学ぶということが前置きで言われましたけれども、福島原発の事故原因の究明、収束への道筋はどのくらいかかるのでしょうか、何十年でしょうか、何百年でしょうか。

もう一つ。どのくらいのコスト、国民への負担がかかるのでしょうか。

もう一つ。事故の責任を誰かとった人がいるのでしょうか。福島の被災者に対して、再稼働を倫理として言えるのかどうか。一つの企業のために再稼働をやる。先ほどからの時間制

限も、質問の内容を限れということ限定するのも、ほとんど2時間ちょっと説明会の中の一つの規制委員会は私たちの発言に対する規制ですよ。自由に発言をさせてください。

#### ○司会

ありがとうございます。

それでは、お願いできますか。

#### ○原子力規制庁（市村原子力規制部安全規制管理官）

今、幾つか質問をいただいたのですけれども、我々が規制当局として御説明できるのは、まず、福島原発事故がどうしてああいうふうになってしまったのかということ、この教訓を酌み取って新規制基準をつくり、それに今の既存の原発が適合しているかどうかを確認しましたということでございます。そのほか、幾つか御指摘をいただいたのですけれども、福島原発そのものの収束の今後の道筋、あるいはコスト、国民の負担、それから、責任等々の問題は、我々規制当局が答えるのは適切ではないと思っております、恐らく、この後、資源エネルギー庁等の説明もあるようですので、そこでお答えをいただくのが適切ではないかというふうに思います。

#### ○司会

今のお客様よろしいでしょうか。——はい。

申しわけございません。お約束の時間36分を回っておりますので、ここの時間は終了とさせていただきます。

皆様の貴重な御意見を……（発言する者あり）申しわけございません。

なお、この後、原子力規制庁の方々は業務の都合上、会場を後にされます。ありがとうございました。

なお、この時間で御発言ができなかった皆様、先ほどお配りしておりますこちらの緑の意見用紙、お配りしておりますので、そちらにまずは御記入をお願いいたしまして、エントランスホールの回収箱に投入をしていただきたいと思います。

なお、本日、御意見用紙に回収箱へ投入することが難しい場合は、御意見用紙裏面に記載されております県内各地に設置しています県政提案箱に御投函をお願いしたいと思います。

また、いただきました御意見は、県のホームページに掲載をさせていただきます。

あわせて、国の考え方を示す資料もごらんいただけるようにしますので、どうぞ御参照くださいませ。

それでは、続いての説明に移らせていただきますので、御準備をさせていただきます。

それでは、続きまして、我が国のエネルギー政策について、資源エネルギー庁、覚道崇文原子力立地・核燃料サイクル産業課長から説明をしていただきます。お願いいたします。

#### ○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

皆さんこんばんは。ただいま御紹介をいただきました経済産業省資源エネルギー庁の原子力立地・核燃料サイクル産業課長をしております覚道と申します。

本日は、こうした機会に私どものエネルギー政策、原子力政策について御説明をさせていただく機会を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

こうした場を設定いただきました佐賀県、唐津市、また、御関係の皆様に変更して御礼を申し上げたいと思います。

それでは、恐縮ですけれども、座って御説明をさせていただきたいと思います。時間は20分ぐらいということで頂戴をしております。お手元に配らせていただいております資料は、できるだけエネルギー政策全体についての情報を提供させていただきたいということで、少し大部な資料を配らせていただいております。本日は時間が限られておりますので、その中から本日の、特に玄海原発についての関連の御説明に沿う部分といたしますか、関係する部分を中心にピックアップをして御説明させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

最初に目次を掲げさせていただいております1枚おめくりいただいたところでございます。

これ、1から政策としては8まで、最後に玄海原発の再稼働についてというふうにつけさせていただいておりますけれども、先ほど規制庁さんの御説明に対しても御質問ございましたけれども、私ども福島事故、その廃炉汚染水対策・復興再生というのをエネルギー政策としての一番の重要課題に据えさせていただいております。そうした中で、その福島事故以降、エネルギー政策を改めてしっかりとその福島事故に立って再構築をいたしまして、現在進めているところでございます。したがって、御説明のところは、2. 東日本大震災後のエネルギー事情、それから、それを踏まえたエネルギーミックスについてということと、それから、7. 原子力政策、それから、8. 核燃料サイクル政策、またその最終処分というところを中心に御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

恐縮ですけれども、ちょっと見苦しくなってしまうかもしれませんが、ページを進ませさせていただきます。



す。

それで、15ページをお開きいただけますでしょうか。私どものエネルギー政策の大きな枠組みでございます。エネルギー政策基本法という一番根幹になる基礎の基本的な法律がございます。それに基づきまして、エネルギー基本計画というのを策定することとされております。平成26年4月に第四次のエネルギー基本計画というのを策定いたします。これは、福島事故以降、初めて策定をされたエネルギー基本計画でございます。それに基づきまして、平成27年7月に長期エネルギー需給見通し、2030年度に向けてどのようなエネルギーで、どのようにエネルギー需要を賄っていくのかというエネルギーミックスを決定しております。

続きまして、その次のページでございますけれども、エネルギー基本計画の一番基本的な考え方を抜粋させていただいております。エネルギー政策の要諦は、安全性を大前提として、エネルギーの安定供給を第一、経済効率性の向上、それから環境への適合、これを図るために最大限の取り組みを行うというふうにしております。私ども、「3E+S」というふうに呼んでおります。

その次のところ、各エネルギー源については、それぞれ強みと弱みがあるということであり、その安定的、効率的エネルギー需給構造を一手に支えられるようなエネルギー源というのはなくて、それぞれ強み、弱みがあるということなので、強みをできるだけ最大限に発揮して、弱みが相互に補完をされると、そういうようなエネルギー需給構造をつくっていかないといけないということでございます。また、その国際的な動向にもしっかりと目を配っていかないといけないというふうにしてございます。

我が国の一次エネルギー供給の状況ということでございますけれども、御案内のとおり、日本のエネルギーというのはほとんど主に化石燃料ですけれども、海外からの輸入に今依存をしているということでございます。70年代のオイルショックを踏まえて省エネ対策を進めたり、再エネ・原子力の拡大といったことで化石燃料の依存に努めてきておりますけれども、震災以降、原子力発電所の停止によりまして比率が低下をして、一番右のところは2010年から2014年の変化を書いておりますけれども、化石燃料の使用、特に天然ガスというところが大きくなっているということでございます。

続きまして、少し飛ばさせていただきます。21のスライドでございます。

震災が発生をいたしまして、原子力発電所の低下に伴いまして火力発電の焼き増し、それから再エネの賦課金等によりまして、家庭向けの電気料金というのは2割、産業向けは3割

上昇しているという状況でございます。中小企業、あるいは、さらに小規模な事業者さんの中には電気料金の上昇を転嫁できずに、非常に厳しい状況にあるというような声もあるところでございます。

また、次の22のスライドでございますけれども、これはいわゆるCO<sub>2</sub>、温室効果ガスの排出量の推移でございます。それも震災以降、原子力発電所を火力発電で代替をしているという状況で、CO<sub>2</sub>の排出量がふえているという状況でございます。2014年度は、2010年度に比べまして8,300万トンの増加ということで、全体が13億トンぐらいでありますから、相当程度の増大だということでございます。

続きまして、こうした状況を踏まえた、先ほど申しました2030年度に向けてどのようなエネルギーの需給構造をつくっていくのかということでございます。この24ページのスライドは、今ざっと御説明したところをもう一度整理をしたものでありますけれども、化石燃料の依存度が増加をしたということ、それによって電力コストが上がっている、あるいは燃料費が国全体としてもコストが大きくなっている、さらにCO<sub>2</sub>も拡大、増大をしているという状況でございます。

エネルギーミックス、長期エネルギー需給見通しを定めるに当たりまして、先ほど申しました「3E+S」という考え方をベースに、ここに書かれました安全性を大前提に需給率、電力コスト、それから温室効果ガスの削減というところを目指していくということで数字の策定をいたしました。

次の2つ飛んでいただきまして、27ページのところが特に重要な電力の構成ということでございます。2013年度と比較しまして、2030年度には経済成長を見込みつつ徹底した省エネということで、ほぼ電力の需要量は2013年度と同程度にする、その上でそれをどういう発電で賄っていくのかということです。再エネをできるだけ導入していくということ、それで原子力はできるだけ比率を下げっていくということで、再エネについては22から24%、原子力については、逆にになっていますけれども、22から20%ということで、非化石のエネルギーで44%ということであります。LNGが27%、石炭が26%、こうした発電の電源構成を決定しております。したがって、2030年度に向けてこれを目指していくということでございます。

これを受けまして、CO<sub>2</sub>の削減ということでいいますと、2030年を2013年と比べて26%のCO<sub>2</sub>の温室効果ガスの削減というのも実現をしようということになっているということでございます。

続いて、済みません、ページを大分進ませていただきます。申しわけございません。項目でいいますと、原子力についてということでございます。54のスライドをごらんいただけますでしょうか。

先ほど申しました平成26年4月に策定をされましたエネルギー基本計画における原子力の位置づけということでございます。原子力につきましては、燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有燃料だけでエネルギーの生産が維持できる低炭素の純国産エネルギー、国際エネルギーに準じるようなエネルギー源ということで、安定供給性と効率性にすぐれて運転コストも低廉だということでありまして、したがって、その安全性の確保を大前提にエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と、こういう位置づけになってございます。

原発の依存度については、省エネ、再エネの導入、火力の効率化などにより可能な限り低減をさせるということでございます。その方針のもとで我が国のエネルギー制約を踏まえまして、安定供給、コスト低減、温暖化対策、安全確保のために必要な技術、人材の維持の観点から、確保していく規模を見きわめるといふふうになっております。

これを踏まえまして、先ほど申しました2030年度に20から22%という数字を決めたということでございます。

原子力発電所の再稼働に関連する方針ということですが、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させて、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制水準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めるというのが私どもの基本方針でございます。

国も前面に立って、立地自治体と関係者の皆様の御理解と御協力を得られるように取り組むということでございます。

続きまして、いかなる事情よりも安全性を最優先する、深刻な過酷事故は起こり得ないという「安全神話」と決別をして、世界最高水準の安全性を不断に追求していくと。また、万一事故が起きた場合には、関係法令に基づいて国は責任を持って対処するというふうになっております。

こうした方針に基づきまして、再稼働をこれまで進めてきているということでございます。現状でございますけれども、現在、伊方原発の3号機、それから九州電力の川内原発の1号機、2号機——2号機については定期検査中という位置づけですが、これらが稼働し

ているという状況でございます。

安全対策のところについては、先ほど――済みません、ちょっと見苦しくて申しわけありません。規制庁のほうから御説明がありましたので、60ページのところです。これは安全性の向上の取り組みということで、単に規制を満足すればそれでいいということではなく、事業者さんにはさらなる自主的な安全の取り組みをしっかりと進めていってほしいということで、いろんな取り組みを促しているということを書かせていただいております。

62のスライドのところですが、具体的にその安全ですとか、あるいは防災について一社のみで取り組むではなくて、事業者さん同士で連携をしてさらなるより高い安全性ですとか、防災体制の充実というのを目指すような取り組みも進めていただいております。そうしたことについても私ども経済産業省のほうから事業者さんにいろいろとそうした取り組みを促してきているということでございます。

続きまして、「8. 核燃料サイクル・最終処分」ということで、65のスライドをごらんいただけますでしょうか。これは、まず原子力発電所で、当然燃料を使います使用済み燃料が出るわけですが、その保管の状況ということでございます。今、青森県の六ヶ所村にもあるわけですが、各原発でも保管をしているという状況でございます。全体としてはまだ余裕はあるということですが、個々に発電所ごとに見ると逼迫している状況もあるということでございます。こうした使用済み燃料対策をしっかりと進めるという意味で、国と事業者さんとの協力してアクションプランをつくって進めているという状況でございます。

こうした中で、乾式貯蔵、これはまだプールでの保管ということですが、乾式の貯蔵についても国として進めていきたいということで考えているところであります。

続いて、核燃料サイクルでございます。こうした使用済み燃料につきましては、再処理をいたしまして、ウラン、あるいはプルトニウムを抽出して、その混合燃料を再び原子力発電所で使っていくと、こうした核燃料サイクルというのを進めております。これは日本は資源に乏しいということに加えまして、核燃料サイクルを推進するというので、次のページですが、資源の有効利用ですとか、高レベル放射線廃棄物の減容、容積を減らすこと、それから、有害度を下げるといった効果があるということで、核燃料サイクルを進めているということでございます。

こうした中で、再処理したMOX燃料を軽水炉で使う軽水炉でのサイクルと、それから、

「もんじゅ」は廃炉の方針が決まったわけですがけれども、ああした高速炉で使っていくという高速炉のサイクルと、2つのサイクルがあります。いずれもしっかりと核燃料サイクル政策として進めていくというのが私ども国の方針でございます。まずは軽水炉でのMOX燃料として使っていく、いわゆるプルサーマルをしっかり推進していくというのが私どもの方針であります。

済みません、ちょっと進めさせていただきまして、73のスライドですがけれども、「もんじゅ」につきましては廃炉の方針が決まりました。ただ、ここで得られた知見も生かしまして、高速炉についての開発というのはしっかりと進めていくということで、2018年にまたその工程をつくっていくということで考えております。

あと、高レベル放射性廃棄物の最終処分ということですがけれども、先ほど申しました再処理をいたしますと、最終的に高レベルの廃液が残ります。それをガラス固化体として安定した地中の深いところに施設をつくって、長期にわたって管理をするというのが最終処分でございます。

75ページのところで、これまで最終処分に向けた取り組みというのが進んでいないということで、これまでは自治体のほうからの応募というのを前提にしていたわけですがけれども、国のほうも、国から科学的な有望地というのをまず提示して、国から複数地域に対して申し入れをするという新たなプロセスもつくらせていただきました。

3つ進んでいただきまして、こうした有望地のマップを整理いたしまして、昨年末を一つのめどに提示をするということで進めてきておりましたけれども、より丁寧な検討を進めているというところでございます。

このマップを提示するというのは、あくまで一定の条件で整理をすると、こういうところが適性が高いというのを整理するものでありますけれども、これは一方的に、したがってどうだというふうなことではなくて、あくまで客観的にそういうものを整理してお示しする作業を進めているということでございます。

それで、大変駆け足になってしまいましたけれども、こうした全体的な背景をもとに、最後の9. のところで、先ほど冒頭に知事からも御発言がございましたように、1月20日に資源エネルギー庁長官の日下部が山口知事を訪問させていただきまして、大臣から山口知事に宛てた私どもの方針を説明した文書をお渡しいたしまして、方針を説明させていただきました。

これはその文章を改めてここに書き起こしたものでございますけれども、原子力についてはいかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が世界で最も厳しいレベルの規制水準に適合すると認めた原発のみ、判断を尊重して、地元の御理解を得ながら再稼働を進めると、こうした方針をエネルギー基本計画において決定をしているということでございます。

そのエネルギーミックス、2030年度のエネルギーの長期需給見通しの状況、あるいは温暖化対策の状況ということ踏まえて、原子力発電の重要性が高まっておりますということを書かせていただいております。

その上で、先ほどの御説明にもありましたように、原子力規制委員会の設置変更許可というものが出たということで、私どもは再稼働に向けて御理解を賜るべく御説明をさせていただいているということでもあります。

私どもも今なお原子力に対する不安の声が大きいというのは認識をしております、それには真摯に向き合って、信頼の回復に努めないといけないというふうに考えております。規制事業者さんがその規制に合致するのはもちろんですが、さらなるいろんな自主的な安全の取り組みですとか連携といったことも進めて、より高い安全性を目指していただくように経済産業省としても努力をしているということでございます。

こうしたことを踏まえて、ここに書かせていただいた5点について大臣のほうから知事宛てに方針の提示をさせていただいたということでございます。

限られた時間で十分御説明し切れなかったところもあるかと思っておりますけれども、私どものエネルギー政策、あるいは日本が置かれているエネルギーの状況について御説明させていただきますとともに、今、それを踏まえた再稼働の方針について御説明をさせていただきました。御清聴ありがとうございました。

## ○司会

それでは、お待たせいたしました。続きまして、内閣府、田中邦典参事官から原子力防災の取り組みと国の支援体制について御説明をしていただきます。お願いいたします。

## ○内閣府（田中参事官）

皆さんこんばんは。ただいま御紹介に預かりました内閣府原子力防災の田中と申します。本日はこのような説明の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

時間が限られている中でございますけれども、私どもの取り組み、また、佐賀県を初めと

する玄海地域の関係自治体と一体となって取り組んできている取り組み等について御説明をさせていただきたいと思えます。

それでは、座らせていただきます。

本日、こちらのスライドにございますように、大きく4つの章立てで御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、私ども内閣府（原子力防災）についてでございます。

私どもの組織は、地域の原子力防災体制の充実に係る業務などを強化するために、平成26年10月に発足をした組織でございます。現在、山本公一大臣のもと、約60名の職員で業務に当たっております。

私どもの業務は大きく3つの柱がございます。

まず1つ目、一番上でございます。地域防災計画の充実に向け、自治体の避難計画作成等に対する支援というのを行ってございます。全国には、この玄海地域を含めまして原子力発電所が所在する地域が13地域ございますが、その地域ごとに国の関係省庁や、ここでいえば佐賀県等でございますが、地元の関係自治体等が参加をする地域原子力防災協議会を設置し、国と自治体とが一体となって計画策定等に取り組んでおります。

2つ目が関係道府県への財政的支援です。自治体による防災関係資機材の整備、あるいは住民に対する広報活動への支援、また、後ほど御説明しますが、放射線防護対策施設の整備等について、100%の補助率で予算の措置を行ってございます。年間おおよそ、合わせまして約200億円程度の予算措置をしてございます。

3つ目でございます。避難計画というのは、つくったらそれでおしまいではございません。その計画をもとに、訓練を実施し、そして、教訓事項を抽出し、さらに充実強化を図っていく、こういったPDCAサイクルと申しますが、そういうものを回していくことが重要でございます。そういった観点から、私ども訓練の実施ということで、法律に基づく国の原子力総合防災訓練を実施いたしています。

また、各道府県が行う原子力防災訓練に対する支援、また、自治体職員や災害時に協力いただく民間の方々に対する研修なども行っております。

それでは、こちら、この原子力防災に係る地域の計画策定に関する全体の枠組みでございます。

左のほうでございます。国は中央防災会議において防災基本計画を、また、原子力規制委

員会において原子力災害対策指針をそれぞれ策定しております。

それを受けまして、その右側になります。県・市町村で地域防災計画・避難計画原子力災害対策編を作成することになってございます。

そういった取り組みに対して、その下から「支援」と書いてございますが、私どもが中心となって政府が計画の策定当初からきめ細かく関与し、支援をしていくという取り組みを行っております。

そして、緑色のところがございます。先ほども御説明いたしました国の関係省庁、また、地元関係自治体等が参加をする地域原子力防災協議会において、こういった各自治体の避難計画を含む緊急時対応というものを取りまとめ、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認いたします。

そして、一番右でございます。総理を議長とし、全閣僚が参加をする原子力防災会議にまとめました緊急時対応を報告し、国として了承してございます。

この原子力防災会議の場におきましては、議長である総理のほうからも、万が一の場合には責任を持って対処をする旨、御発言がなされているところでございます。

続きまして、2つ目の章ということで、原子力災害時における体制に関連した話をさせていただきます。

万が一、原子力災害が発生し、全面緊急事態という、全冷却機能喪失等でございますけれども、そういった事態になった場合には、総理を本部長とする原子力災害対策本部を立ち上げます。

また、現地では、ここでは唐津市、こちらの唐津市でございますオフサイトセンターに内閣府の副大臣を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置し、政府の要員も相当数派遣をしております。こちらのオフサイトセンターを拠点に、国、そして関係県、関係市町と連携し、さらに警察、自衛隊等々の実働組織も含め、国、自治体が一体となって情報を共有し、また、避難等の必要な応急対策に当たっていくこととしております。

あわせて、大気環境中に放射性物質が放出される状況について把握するための緊急時モニタリングセンターというのも設置することとしております。

こういった災害時において連絡体制を確保ことは非常に大事でございます。国、自治体、また関係機関等との間で、例えば、テレビ会議システムを含む専用回線ですとか、あるいは一般回線が普通でもつながる衛星回線等により通信手段の多様化を図っております。



また、住民の方々に対しましても、主に関係市町から必要な情報を発信することになりますが、防災行政無線、あるいはケーブルテレビ、あと緊急速報メール等、さまざまな手段により、そういった情報の伝達に取り組むこととしてございます。

また、こちらのページは、実際、地域レベルでなかなか対応が困難な場合には、地元の要請を受け、政府を挙げて、全国からの応援も含め、警察、消防、海上保安庁、自衛隊といった、いわゆる実働組織による支援を総力挙げて取り組むこととしてございます。

こちらが、そういった実働組織の活動例でございます。こういった実働組織には、原子力防災訓練にも参加いただいて具体的な対応の確認等も行っているというところでございます。

続きまして、3つの目の柱でございます。

地域防災計画の充実に向けた取り組みでございます。

こちらのスライド、上半分のところは、先ほど申し上げました地域原子力防災協議会の取り組みでございます。この玄海地域におきましては、その協議会のもとに、実務担当者で構成しております作業部会というのを14回実施し、そういった検討を重ねた上で、昨年11月に玄海地域原子力防災協議会にて緊急時対応というのをまとめ、そして昨年12月、先ほど申し上げました総理を議長とする原子力防災会議にて報告し、了承をされているところでございます。

こういった原子力防災の計画を策定していくに当たっての基本的な考え方、こちらは、原子力規制委員会が策定しております原子力災害対策指針にのっとり取り組むこととしてございます。この原子力災害対策指針というのは、福島事故の教訓を踏まえ、また、IAEAという国際機関の基準に則して定められたものでございます。

まず、こちらの絵にもございますが、発電所からおおむね半径5km圏内につきましては、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う、いわゆるPAZという区域としてございます。また、その外側から30km圏内につきましては、放射性物質が放出される前の段階から行う予防的な防護措置も含め、事態の状況に応じて段階的に屋内退避、あるいは避難、一時移転等を行う区域としてUPZというふうにして設定をすることとなっております。

こちらのスライドにまとめておりますが、今申し上げましたPAZ、それからUPZという区域と、それからその横軸にございますが、原子力発電所において発生しているような事

態の進展等でございますが、そういった地域と事態進展等に応じて段階的な避難などの対応をとっていくということにしております。

例えば、5 km圏内——オレンジのところでございますが——は全面緊急事態——一番右端でございます——の段階においては、放射性物質はまだ放出されていない段階でございますけれども、住民の避難を開始していくということにございまして、そういった一般の住民の方々よりも、より避難に時間がかかるような方は、より前の段階、ここでは黄色で示されている段階から避難を開始していくというような防護措置を講じることとしてございます。

また、5 kmから30kmのところ、緑のところでございますが、こちらは全面緊急事態になったら屋内退避を実施するという、そういった防護措置をとることとしてございます。

こちらのページは、放射性物質放出前の防護措置でございますが、では、放射性物質が放出された後の段階につきましての防護措置の説明でございます。

仮に、今申し上げたように放射性物質が放出された場合、UPZの住民の方々には屋内退避をしているところでございますが、実際の大气中の放射性物質の測定結果に基づいて、一定程度を超えるような測定結果が観測される場合には、そういった区域がございましたら、その区域を特定し、1週間程度内に30km圏外へ一時移転を行うということにございます。

これから、今申し上げました考え方に基づいて、こちらの玄海地域の緊急時対応につきましてのポイントを説明させていただきたいと思っております。

玄海地域につきまして、PAZ、いわゆる5 km圏には約8,100名の方が住んでいらっしゃいます。また、UPZ、おおむね5 から30km圏内には佐賀県、長崎県、福岡県の関係8市町で合計25万5,000人の方が住んでいらっしゃいます。

こちら5 km圏の方々の防護措置でございます。先ほどの考え方に則しまして、全面緊急事態となった場合、放射性物質放出の前の段階で避難を行っていただきます。そして、社会福祉施設の入所者、あるいは学校の児童・生徒等、避難に時間を要するような方々につきましては、さらに前の段階での避難を開始いたします。

広域避難先ですけれども、小城市、それから白石町、江北町に計約8,600人分の避難先を用意してございます。また、いわゆる要支援者向けには、別途これに加えて約7,200人分の避難先を確保してございます。

こちらのスライドは、今申し上げましたPAZの避難等をより詳しく追示したものでございます。いわゆる避難される方々のタイプ別、例えば、医療機関にいらっしゃる方、あるいは

は社会福祉施設にいらっしゃる方、あるいは在宅のケアを受けているような方々、それぞれの方々に応じまして対象となる人数、移動手段、ふさわしい避難先などを計画的に事態の進展に応じて防護措置をとっていくべく計画を立てているところでございます。

1つ、福島教訓を受けている点としましては、無理に避難をすると健康リスクが高まるような方々、こういった方々には、むしろ屋内退避をしていただくということで、放射性防護対策施設などにとどまっておくと、屋内退避をしていただくというようなことを計画として策定しております。

こちらのスライドが、5から30km圏の方々の防護措置の考え方です。

全面緊急事態となった場合、放射性物質放出前でございますが、住民の方々は屋内退避をしていただきます。万が一、放射性物質の放出に至った場合においても、放出された放射性物質のプルームという、煙のような一群のことでございます、そういったものが通過するような間に屋外で避難行動等をする、かえって被曝をするおそれがございますので、そういった状況においても屋内退避をしていただきます。その後、緊急時モニタリングの結果、 $20\mu\text{Sv/h}$ 、毎時20マイクロシーベルトを超えるような区域があれば、その区域を特定し、その後、指示を受けて1週間程度内に30km圏外の避難先に一時移転するというところでございます。

こちらのページが、UPZ内8市町の方々の広域避難先です。UPZ、合計で約25万5,000人いらっしゃいますが、避難先総計で約30万人分を確保してございます。

ただ、先ほどのページ、1つ前のスライドでも御説明しましたように、UPZの区域でも空間線量率、放射性物質が一定程度を超えた区域だけが1週間程度をかけて一時移転等をするということになりますので、このUPZ全域の方々が一度に一時移転等するようなことは考えにくいものと言えます。

こちらが、先ほどPAZのところでもお示しました、このUPZにおける避難、防護措置をより詳しくしたものでございます。こちらにおきましても、医療機関、社会福祉施設等々にいらっしゃる方々のタイプに応じて、対象となる人数、あるいは避難施設、収容人数等々を、移動手段等も含めまして段階に応じて対応していくべく、防護措置を計画にまとめているところでございます。

こちらは、この一時移転先をもう少し地理的に示したものでございまして、佐賀県におきましては県内17市町に広域避難先を用意しているところでございます。

こちら、UPZの方々が一時移転をする際、自家用車による避難が困難な方々につきましては、佐賀県が県内のバス会社等から必要となる移動手段を確保いたします。もし不足する場合には、隣接県等から、あるいは国においても関係団体、関係事業者に協力要請することにより必要な輸送能力を確保いたします。

次が、玄海地域のUPZ内には20の有人離島がございまして、そういったところの対応につきまして、これから御説明いたします。佐賀県には、このうち7つの島がございます。

こちらのスライドが、このUPZ内の離島における防護措置の基本的な流れでございます。全面緊急事態となった段階で、屋内退避をしていただきます。万が一放射性物質が放出された場合、実際のモニタリングの結果、仮に一時移転等が必要となった場合、陸路避難が可能な島は陸路により、陸路避難ができない島は海路により1週間程度内に一時移転等をしていただくということになります。ただし、無理に避難をすると健康リスクが高まるような方は、島内に整備している放射線防護対策施設等において屋内退避をしていただきます。

また、悪天候等で海路避難ができない場合においては、島の住民の方々も防護施設等において屋内退避を継続していただき、避難体制が整った段階で一時移転等をしていただくということになります。

こちらが陸路避難できない離島16島につきまして、屋内退避がより安心して行えますように、各島の住民全員を収容できる放射線防護対策施設を整備しているというものでございます。あわせて、食料、飲料水等の備蓄も進めているところでございます。

今申し上げました放射線防護対策施設というもの、こちらどういったものかというのを簡単に御説明いたします。

鉄筋コンクリートの建物を使いまして、いわゆる外との間の遮蔽や空気浄化機能を強化するため、フィルターですとか、あるいは二重扉等の気密性確保などの対策を講じた施設でございまして、地元の要望を受けまして、冒頭でも申し上げましたように、国が全額予算を補助して整備を進めてきているというものでございます。

こちらのスライドは、玄海地域30km圏内で仮に放射性物質が放出された場合に、実際に測定する緊急時モニタリングの地点を示してございます。86地点設定してございまして、このそれぞれで測定された実績値に応じて一時移転等を行う実施単位というのものとの関連づけをあらかじめ行っているものでございます。

この緊急時モニタリングの結果、こちらは自治体、国等の間でも共有すると同時に、原子

力規制庁、規制委員会のホームページからも皆様方に公表をしていくこととなっております。

こちらのスライドは、UPZの方々が一時移転等を行う際、住民の方々のための安定ヨウ素剤の備蓄の状況でございます。3県合計で155カ所ございます。仮に一時移転等が必要となった場合には、こういった備蓄の場所から関係県、市町の職員の方々が集合場所や避難退域時検査場所、あるいは備蓄場所にて緊急配布を行っていくこととなっております。

PAZ内の玄海町及び唐津市の区域におきましては、あらかじめ安定ヨウ素剤の事前配布を行ってございます。また、離島におきましても、各島内にしっかり備蓄を実施しているところでございます。

こちらがUPZの住民の方々が一時移転等する際に、車両や住民の方々に放射性物質が付着していないかどうかの検査を行う避難待機時検査場所の候補地でございます。全部で70カ所の候補地を設定してございます。

その検査場所において、こういったことをやるかというのを簡単に御紹介いたしますと、まず、避難の際、乗車している車が付着していないかどうか検査をし、その検査結果を踏まえた上で、必要に応じ乗っている方の検査も行うと。そして一定レベルの放射線が検出された場合には、簡易除染を行い、一定レベルが以下になったことが確認できたら避難所等に向かっていただくというフローになってございます。

こちらのページは、万が一、自然災害等により、あらかじめ避難経路等を設定している、そういったところが使えないような場合に備えまして、あらかじめヘリポート適地等も設定をしております。そして、不測の事態には地元の要請を受け、実動組織が必要な支援を行うこととしてございます。

以上が玄海地域の緊急時対応のポイントでございます。

最後、4つ目の柱でございます「地域防災力向上に向けた更なる取り組み」でございます。

今般、玄海地域の緊急時対応を国と自治体が一体となって取りまとめたところでございますが、避難計画、地域防災計画の整備には完璧や終わりはありません。今後も国と関係自治体とが一体となって、その充実強化に継続的に取り組んでいくことが重要であり、実際にそういった取り組みをしっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

国としても、防護資機材等の財政支援と、あわせて訓練等を通じた形での避難計画の継続的な充実強化に全面的に支援をしていきたいと考えております。

限られた時間でしたが、私からの説明は以上でございます。どうも御清聴ありがとうございました。

## ○司会

ありがとうございました。

それでは、舞台の転換をさせていただきます。

お待たせいたしました。それでは、続きまして、九州電力株式会社山元春義取締役、今村博信玄海原子力発電所長、大坪武弘原子力土木建築部長から、玄海原子力発電所の安全対策について御説明をさせていただきます。お願いいたします。

## ○九州電力株式会社(山元取締役)

皆様こんばんは。九州電力の山元でございます。玄海原子力発電所の運営に当たりましては、皆様にいろいろとお世話になっております。お礼申し上げます。

九州電力からは、玄海原子力発電所の安全対策について、資料4をもとに御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

ここからは座って御説明いたします。

1 ページをおあげください。当社の現況を御説明いたします。

当社は、平成23年3月に発生した東電福島第一原子力発電所の事故を教訓として、事故発生直後から発電所の設備と、それから運営管理の両面からさまざまな安全対策に取り組んでおります。平成25年7月、玄海3、4号機の新規制基準への適合性審査を受けるため、国へ申請を行い、本年1月18日に原子炉設置変更許可をいただきました。当社は、安全性を確保した再稼働を目指し、全社を挙げて国の審査に真摯かつ丁寧に取り組んでまいりました。

審査では、設備設計などのハード面と、万が一の事故時における指揮命令系統や手順、体制整備などのソフト面についても、しっかりと確認していただきました。

2 ページをごらんください。

本日は、玄海原子力発電所の概要、そして新規制基準適合性審査の対応状況、安全性向上への取組み、それから地域の皆さまの安全・安心に向けてについて御説明をさせていただきます。

3 ページをごらんください。「玄海原子力発電所の概要」でございます。

4 ページをお願いいたします。

玄海原子力発電所は、昭和50年の1号機運転開始以来、地域の皆様方との共存共栄を心が

け、安全第一の発電所運営に努めてまいりました。1号機は平成27年4月に運転を終了しておりまして、現在は電気出力55万9,000キロワットの2号、118万キロワットの3号、4号となっております。いずれも加圧水型、いわゆるPWRという型式でございます。

当社の原子力発電所は、全国平均を上回る高い設備利用率で運転し、平成22年度は、当社発電電力量の約39%を原子力発電で供給しておりました。

5ページをごらんください。「新規制基準適合性審査の対応状況」でございます。

6ページをお願いします。

まず、新規制基準についてです。平成23年3月の福島第一事故を踏まえて、新しい規制基準が策定されました。福島第一事故では、地震や津波などにより安全機能が一斉に喪失し、さらに、その後の重大事故の進展を食いとめることができませんでした。事故の教訓として、地震、津波といった共通の要因によって安全機能が一斉に失われないよう、自然現象などの想定と対策が強化されました。

図をごらんください。今申し上げました部分が青色と緑色の部分でございます。

また、オレンジ色の部分ですが、万一重大事故が発生してしまった場合に、事故の拡大を防ぐ対策や影響緩和の対策などを新たに要求した新規制基準が施行されました。

7ページをお願いいたします。

安全審査の状況でございます。25年7月、玄海3、4号機の新規制基準への適合性審査を受けるため、基本設計を記載した原子炉設置変更許可、その詳細設計を記載した工事計画認可、その運転管理・体制を記載した保安規定変更認可を一括して原子力規制委員会に申請しました。現在、原子炉設置変更の許可をいただき、工事計画認可、保安規定変更認可について審査を受けているところでございます。

8ページをごらんください。ここからは、「安全性向上への取組み」について御説明します。

説明は原子力土木建築部長の大坪にかわります。

#### ○九州電力株式会社(大坪原子力土木建築部長)

原子力土木建築部長の大坪でございます。私から自然現象について御説明させていただきます。

座らせて説明させていただきます。

まず、地震関係について御説明いたします。9ページをごらんください。

先ほど原子力規制委員会の方から、新規制基準による詳しい審査内容について御説明がありましたので、当社からはこの地域の特徴を踏まえて、少し補足的に説明させていただきます。

右上の図に、玄海原子力発電所周辺で当社が今後地震が起こることが否定できないとしている活断層の分布を示しています。

この図に示します全ての活断層を厳し目に想定して、耐震設計の基準となる揺れ、いわゆる基準地震動を  $S_s - 1$  として540ガルなど、3つの基準地震動を策定しています。

また、新規制基準の特徴でもある震源と活断層の関連づけが難しい過去の地震動としてさらなる安全性を高めるため、 $S_s - 4$ 、620ガルなどの基準地震動を策定しています。

ここでいうガルは加速度のことで、原子炉など、硬い岩盤の上につくる建物などの揺れに評価するのに適しては、一方、よくお聞きになられる震度は、人が感じる揺れの強さを基準に表現しています。基本的には、どちらも揺れも強さをあらわすものですから、おおむね似た傾向はあるものの、きっちりとした相対関係まではございません。

少し事例で御説明いたしますと、例えば先般起こりました熊本地震では、益城町で震度7という非常に大きな揺れを観測しましたが、そのとき同じ場所で原子炉をつくるような硬い岩盤の上での揺れの加速度は240ガル程度でした。つまり、玄海原子力発電所の基準地震動540ガルや620ガルの半分程度以下だったということです。

このように、原子力発電所の重要構造物は揺れにくい硬い岩盤の上に設置していますとともに、想定される揺れもかなり大きな揺れを想定していますので、耐震設計に関しましては十分な評価ができていないのではないかと考えています。

次に、津波につきまして御説明いたします。

10ページをごらんください。

左下の図で津波評価に用いました活断層の分布を示しております。津波や地震の揺れと異なりまして、遠いところからも原水施設に伝わってくることから、評価の範囲が地震と異なりまして半径100kmという広い範囲になっています。

津波の計算は、この図の全ての海の活断層で行っているのですが、玄海地点に最も津波の影響を与える活断層としては、図に赤線で示しています対馬南西沖断層群と、宇久島北西沖断層群との連動による地震の津波と、西山断層帯による地震の津波が挙げられます。

津波や海底の活断層が上下にずれることによって水面が上下に変化し津波となるのですが、



この地域の地震は、活断層が横にずれるタイプの横ずれ型断層が主体でして、津波を引き起こす上下変動の少ないタイプの断層が主となる地域です。

例えば、約12年前に発生しました福岡県西方沖地震は、マグニチュード7の海の地震でしたが、この地域の特徴である、津波が起こりにくい横ずれ型断層の地震でしたので、津波はほとんど発生しませんでした。

このように津波が発生しにくい地域ですが、今回の津波評価としましては、厳し目に縦ずれの成分を考慮して津波評価を実施いたしました。その結果として、潮位のばらつき等を考慮した最大津波高さを海拔6mと評価していますが、敷地の高さは海拔11mと十分高く、原子炉施設等の安全性に影響がないことを確認しております。

また、津波は引き波時にも海面が低下し、必要な海水を継続して取水できるかを確認する必要があり、これも最大限安全側を考慮し、海拔マイナス4.5mと評価し、安全性を確認しております。

次に、火山関係について御説明いたします。

11ページをごらんください。

左下の図に示しますように、発電所から半径160kmの範囲にある第4期と言われる、いわゆる現在から260万年前までの期間に噴火した49の火山と、真ん中の図に示しますように、九州内にある5つのカルデラ火山を対象に、将来の噴火の可能性と、それによる発電所への影響を評価しています。その結果、最も発電所に影響のある火山事象として、九重山における約5万年前の最大規模の噴火を評価して、10cmの火山灰が積もることを想定して安全性を確認しています。

なお、九州には真ん中の図に示しますように、カルデラと言われる過去に破局的噴火と言われる巨大噴火を起したものが、阿蘇カルデラを含め5つあります。カルデラというと少し聞きなれないかもしれませんが、火山の巨大版で、例えば阿蘇の外輪山が噴火口と言えれば少しイメージが浮かぶかもしれませんが、通常の火山とはかなりスケールが違うものです。

例えば、右下の絵をごらんいただきますと、2011年の霧島の新燃岳噴火の噴出物量が0.1 k m<sup>3</sup>で、その約1,000倍規模の100 k m<sup>3</sup>が破局的噴火の規模となっています。この100 k m<sup>3</sup>は、福岡のヤブオクドームで言えば約6万個分に相当するボリュームになります。

こういったカルデラにつきましては、噴火履歴の特徴や現在のマグマだまりの状況から、今後の運用期間中に、発電所に影響を与えるような破局的な噴火が起こる可能性は極めて低

いというふうに評価していますが、その破局的な噴火が起こる可能性が十分小さいことを継続的に確認するため、火山のモニタリングを実施しています。

次に、12ページをごらんください。

竜巻への対策強化について御説明いたします。

竜巻対策につきましては、日本で過去に発生した最大の竜巻92m／秒を考慮し、最大風速100m／秒の竜巻を想定した対策を実施しています。

左側の写真にありますように、資材保管用コンテナやマンホールなどは、重りをつけたりボルトで固定するなど、飛散の防止を図っています。

また、屋外の重要な設備には、飛来物の衝突を防止するための防護ネットを設置しておりますし、右側の写真にありますように、資機材等を収納する保管庫を設置しています。

次に、13ページをごらんいただきます。

火災、溢水対策の強化についてでございます。

火災については、安全上重要なポンプ等の設置エリアに、検知方法の異なる複数の火災感知器や自動消火設備を増設しました。

同一エリア内にある安全上重要な設備は、耐火壁等で分離し、火災の影響を軽減しています。

また、発電所外からの森林火災等の延焼を防止するため、敷地境界付近に防火帯を設置しています。

溢水対策につきましては、タンクや配管が破れて漏れ出た水や蒸気から、安全上重要な設備を守るための対策であり、タンクや配管の補強、扉が密着する水密性の高い扉を設置するなどの対策を実施しております。

14ページをごらんください。

ここから説明者を玄海原子力発電所所長の今村にかわります。

#### ○九州電力株式会社（今村玄海原子力発電所長）

玄海原子力発電所所長の今村でございます。

ここから、安全性向上の取り組みについて御説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは、15ページをごらんください。

安全対策の内容でございます。電源供給や冷却などに使用する可搬型設備につきましては、

多様化を図った上で複数台確保いたしまして、発電所構内に分散配置しております。

こちらの表に記載しておりますとおり、電源供給手段の多様化、冷却手段の多様化、水素爆発防止対策といたしまして新たな設備を設置したり、事故時の現地対策本部としての対策拠点を設置するなど、安全性向上への取り組みとして安全対策を実施しております。

詳細につきましては、これから御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

こちら、ただいま紹介いたしました主な安全対策について写真をつけて示しております。

例えば、水色の枠で囲んでおりますのが給水関係の安全対策で、可搬型ディーゼル注入ポンプ、移動式大容量ポンプ車でございます。

電源関係は黄色の枠にありますように、大容量空冷式発電機、直流電源用発電機、それから非常用ディーゼル発電機用の燃料油貯蔵タンクの増設といったことを行っております。

それから、青色の枠は、地震、津波対策関係です。耐震補強工事といたしまして、配管の支持構造物の補強、タンクの支持構造物の補強を行っております。

このように、玄海原子力発電所はさまざまな安全対策を行っております。

次、17ページをお願いいたします。

まずは、炉心の損傷防止対策でございます。

原子炉内の燃料、炉心が損傷することを防止するための対策といたしまして、既存のポンプで炉心への注入ができない場合に備えまして、常設のポンプに加えまして、先ほど説明しました可搬型のポンプ等を追加配備いたしまして、冷却手段の多様化を実施しております。

次、18ページをお願いいたします。

次は、格納容器の破損防止対策でございます。

万一、炉心が損傷した場合でも、格納容器の破損を防止するため、冷却手段の多様化や水素濃度の低減対策といったことを実施しております。

具体的には、まず冷却手段といたしまして、これまであった格納容器スプレーポンプによる格納容器の冷却ができない場合に備えまして、常設電動注入ポンプや可搬型ディーゼル注入ポンプなどを追加配備いたしまして、冷却手段の多様化を図っております。

水素濃度を低減する対策でございます。

水素爆発を防止するために、格納容器内に水素が発生した場合でも、水素の濃度を低減する装置といたしまして、静的触媒式水素再結合装置、それから電気式水素燃焼装置を設置い

たしました。

次、19ページをお願いいたします。

次は、放射性物質の拡散抑制でございます。

万が一の格納容器の破損に備えまして、放射性物質の拡散を抑制する設備を配備いたしました。格納容器が破損した場合に、移動式大容量ポンプ車から給水して、破損箇所へ放水する放水砲というものを配備してございます。

また、放水時の海洋への放射性物質の拡散を防ぐために、水中カーテンでありますシルトフェンス、それから、放射性物質の吸着剤といったようなものを配備しております。

20ページをごらんください。

次は、緊急時対策所でございます。

重大事故等の発生時に、現地対策本部として使用いたします代替緊急時対策所を高台の強固な岩盤上に設置いたしまして、現在運用をしてございます。

また、さらなる安全性・信頼性の向上を目的に、支援機能をさらに充実させた耐震構造の緊急時対策所を整備する計画でございます。

次、21ページをお願いいたします。

ここからは、運用管理面の対策でございます。

22ページをお願いいたします。

万が一重大事故等が発生した場合の対策といたしまして、勤務時間外や休日夜間を含めまして、1年を通じ速やかに対応できるように、一班52名の対応体制を整備しております。この52名を構成する要員については、電源供給訓練、それから冷却水供給訓練、放射性物質拡散抑制訓練など、さまざまな訓練を繰り返し行っております。これらの訓練では、汚染防護具を着用した訓練も実施しております。

このように班ごとに訓練を繰り返し実施いたしまして、力量管理を行いまして、重大事故に迅速かつ確実に対応できる体制を整備してまいります。

23ページをごらんください。

こちらにも訓練の状況でございます。運転シミュレーターを使用した、緊急時の運転操作の訓練、それから夜間、雨天時の訓練など、さまざまな訓練を繰り返し実施しております。

次、24ページをお願いいたします。

次、玄海原子力発電所の運用性向上の取り組みといたしまして、使用済み燃料対策につい

て御説明いたします。

次、25ページをごらんください。

玄海原子力発電所で発生いたしました使用済み燃料は、計画的に日本原燃株式会社の六ヶ所再処理工場に搬出することを基本としております。

六ヶ所再処理工場では、現在、平成30年度上期の竣工に向け、試験を実施しております。稼働すれば、年間800トンウランの使用済み燃料を処理することができます。これは、100万kW級の原子力発電所約40基の1年分の使用済み燃料に相当いたします。

また、平成27年10月の内閣府の最終処分関係閣僚会議において、使用済み燃料対策に関するアクションプランが決定され、安全の確保を大前提として再処理されるまでの裕度を確保するため、使用済み燃料の貯蔵能力拡大に向けた取り組みの強化ということを、国と事業者が協力して推進することとなっております。

六ヶ所の再処理工場の状況や国のアクションプランの決定を受け、当社では、現在、使用済み燃料の運用性の向上を図るため、使用済み燃料プールの貯蔵能力の増強、リラッキングと呼んでございますが、それや、また、将来の使用済み燃料対策といたしまして、安全性の向上を図ることのできる乾式貯蔵施設について技術的な調査検討を行っております。

26ページをお願いいたします。

使用済み燃料プール（湿式）の貯蔵、それから、キャスク（乾式）の貯蔵の特徴でございます。使用済み燃料プールは水により冷却ということで、このプールは炉心から取り出し直後の使用済み燃料を直ちに収納することができます。

次はキャスクですが、キャスクと呼ばれる強固な保管・輸送容器に収納する方法で、空気による自然冷却を行います。使用済み燃料は一定期間プールにて冷却した後、キャスクに保管するという、このように使用済み燃料プールとキャスク貯蔵を併用することで、貯蔵方法が多様化いたしまして、使用済み燃料の運用性の向上が図れるものでございます。

27ページをごらんください。

次は、地域の皆様の安全・安心に向けてでございます。

28ページをお願いいたします。

地域の皆様の安全・安心に向けた取り組みでございます。

協力会社と一体となった発電所の運営を行っております。

原子力発電所では、当社社員のみならず、さまざまな協力会社の方々に業務に従事してい

ただいております。当社といたしましては、協力会社と一体となった運営を心がけており、特に原子力発電所の安全確保においては、自分たちの発電所は自分たちで守るというマイブランド意識を持って日々の業務に取り組んでおるところでございます。

29ページをお願いいたします。

原子力発電所の安全確保に向けた体制ということでございます。

原子力発電所の運営に当たっては、当社のみならず、規制庁などの国や自治体の御指導、御確認のもと、安全確保に向けた体制が構築されてございます。

具体的には、図に示しますように、当社からは国や自治体の皆様に定期的な報告やトラブルの報告などを行うとともに、国や自治体からは、当社の運営状況等について、常に確認を受けておるところでございます。

30ページをごらんください。

地域の皆様との協定の確実な運用についてでございます。

当社といたしましては、地域の皆様の安全・安心に向け、地域の皆様との協定の確実な運用と積極的な情報公開が必要と考えてございます。発電所周辺地域の皆様の安全の確保及び環境の保全を守るため、安全協定を締結しており、当社は、この協定を確実に遵守、運用してまいるところでございます。

31ページをお願いいたします。

最後になりますが、当社は、皆様に安全・安心をしていただけるように、玄海3、4号機の再稼働に万全を期して進めてまいります。具体的には、玄海3、4号機は定期検査のための停止以降、長期間が経過してございまして、この長期停止状態を踏まえた設備の総点検等を実施いたします。

さらに、新規制基準への対応といたしまして、新たに配備いたしました可搬型設備等の安全対策設備が工事計画どおりの性能を有しているということを確認するため、その工事計画の認可を受けた後に、発電所において国による使用前検査等を受検いたします。

そして、既存の設備などについては、国により、例えば、非常用ディーゼル発電機等の機能を確認する検査や、原子炉格納容器の閉じ込め機能を確認する検査など、各種の機能検査を受検するということになっております。

また、プラント起動に当たっては、起動に係る期間を通常の定期検査後の起動時よりも長くとるなど、細心の注意を払って慎重に実施いたします。

当社、新規制基準を遵守するというのはもちろんのこと、さらなる安全性、信頼性向上への取り組みを自主的かつ継続的に進め、原子力発電の安全確保に努めてまいり所存でございます。

以上で私どもの説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

## ○司会

ありがとうございました。

それでは、ここで皆様におわびを申し上げます。終了予定時刻を21時と御案内しておりましたが、既に9時を経過しておりまして、大幅におくれて大変申しわけございません。しかし、質疑応答2の時間は予定どおり30分間とらせていただきたいと思います。皆様の貴重なお時間、頂戴いたしますことを、どうぞ御協力をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから3つの説明内容について質疑応答2の時間に入らせていただきます。

御質問、発言のルールでございますが、先ほどと同じく時間の公平性を考え、お一人様1問、回答が不十分であったり御質問と回答のニュアンスが違った場合のみ、もう一度御発言をいただきます。1回の発言時間は1分以内でお願いしたいと思っております。

なお、今回の御発言につきましては、誰に対しての御質問、御意見なのか、お示しをいただきたいと思っております。

それでは、御登壇をいただけますでしょうか。お願いいたします。

おそろいになられたようですので、それでは、質疑応答の時間、あちらの時計で、ただいま7分でございますので、37分までとさせていただきます。先ほど中央ブロックまで行きましたので、右側のブロックから参りたいと思っております。どうぞ挙手をお願いいたします。

では、そちらの男性のベージュのコートの方、よろしくをお願いいたします。

## ○質問者

三者に質問させるようにお願いしますよ。ね、そうでしょう。それが公平じゃないんですか。

## ○司会

まずは1問お願いいたします。

## ○質問者

1問だけじゃない。

## ○司会

多くのお客様に御質問いただきたいと思います。

## ○質問者

どちら様でも結構ですのでね、まず、規制庁に僕は質問したかったんですけども、司会者が僕を指名してくれなかったもんですから、あれしたんですけども、3.11の東日本大震災の事故を振り返ってみますと、津波が来るまで地震が発生してから40分から50分の時間があつたんですね。その後に15mを超す津波が来て、電源喪失をしたわけでしょう。この事故調査が国会、政府、事業者それぞれなされておりますが、ここでいつも問題になっておりますのが、津波が来るまでの40分から50分間の原因究明がなされておられない。これはなぜでしょうか。このところを私はやっぱり原因究明をして、その上に立って、新しい規制基準を設定するということがなぜできなかったのか、これが1問です。

2問目、今、使用済み核燃料がプールに貯蔵されております。あるいは六ヶ所村の再処理工場で再処理をしようとしておりますが、再処理工場は一向に稼働していないじゃないですか。だから、あなた方は乾式貯蔵庫をつくってそこで貯蔵するというようになされておりますが、この問題について、あなた方は一体どのような計画をお持ちなのか。

それから、最終処分場が今、政府によって計画をされておりますが、これがめどが立って完成するまでに何年ぐらいの予定を立てていらっしゃるでしょうか。その辺について質問いたします。

## ○司会

ありがとうございます。お願いいたします。

## ○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

資源エネルギー庁の覚道でございます。御質問ありがとうございます。

御質問いただいた点について、資源エネルギー庁からお答えをできる箇所はお答えしたいと思っております。

最初の事故原因の究明というところでありましてけれども、先ほど規制庁のほうからも御説明あったかと思っておりますけれども、しっかりと福島を踏まえて、新しい規制基準をつくってシビアアクシデント対策というのもしっかりとったというのが私ども、そういう認識でございます。新規制基準に規制委員会が適合していると認めた場合に限り、御地元の御理解を得ながら再稼働を進めていきたいというのが私どもの方針でございます。



2点目の再処理工場につきましては、確かに御指摘のとおり、竣工時期がずっと後ろに延期をされてきております。直近の延期につきましては、この再処理工場も新しい規制基準に対応しないといけないということで、規制委員会の審査を受けているところでございまして、その審査への対応というところでスケジュールが後ろにずれておりますけれども、現在、2018年度の上期に竣工予定ということで、審査も最終段階に来ておりますし、竣工に向けた工事というのもそれに向けて進んでいるものというふうに理解をしております。したがって、再処理工場が竣工して動き出しますと、再処理も実際に進み始めるというふうに認識をしております。

乾式貯蔵の点につきましては、具体的に事業者さんのほうから、仮に個別の計画についてはお話があらうかと思っておりますけれども、これについても、国としても乾式貯蔵という方法も使用済み燃料を安全に保管するやり方として海外でも実績があるということで、私ども、政策としては、乾式貯蔵の導入というのも進めていきたいというふうに考えているところであります。

あと、最終処分地ということでありまして、これは非常にまだ長いプロセスがかかることでありまして、先ほど私の説明の中で、まずは国のほうから科学的有望地の提示というのをさせていただくべく今、準備を進めているということを申し上げましたけれども、これは本当に第一歩の第一歩というところでありまして、決してスケジュールありきということではなくて、しっかりそれを提示した後も丁寧に御説明をして、非常に長いプロセスにあります……（発言する者あり）現在、使用済み燃料というのは、まずは最終処分のところに持っていくまでの間に、例えば……（「そういうのはいいんだ。何年後にできるとね」と呼ぶ者あり）その部分は、まさにこの時期というのを設定するというスケジュールありきということではなくて、丁寧にプロセスを進めていくというのが私どもの考え方ということでございます。

私からの御説明は以上になります。

#### ○司会

それでは、どなたかまだ御説明があられますか。

#### ○質問者

僕が聞いたのは、最終処分場のめども立っていないのに何で稼働させるんですか。そこが大きな問題ですよ。（「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり）だから、最終処分場のめどが立つ

ていない、六ヶ所村の再処理工場も竣工する予定だって、予定でしょうもん。完成するめども立っていないわけでしょう。だから、プールが満杯になる、使用済み核燃料が満杯になる、六ヶ所村に持っていけない、だから乾式に切りかえていくんでしょう。そうなった場合に、原発敷地内に半永久的に使用済み核燃料が最終処分化してしまうというおそれがあるんですよ。どうなんですか。

だから、最終処分場は何年ぐらいをめどにできますということをおっしゃってくださいよ。それまでに使用済み核燃料はどのくらいの量が敷地内にたまるんですか。それもお願いします。

## ○司会

ありがとうございます。それでは、お願いいたします。

## ○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

先ほども申しましたように、もちろん、まずは、例えば現在、これは九州電力の使用済み燃料が行くものではありませんけれども、青森県のむつ市に、これは東京電力、それから日本原子力発電の使用済み燃料を中間的に貯蔵する中間貯蔵施設の建設というのも進んでおります。これは50年の保管を前提にしておりますけれども。それで、別途、再処理工場であります。これは先ほども言いましたように、確かに竣工時期は後ろにずれてきておりますが、2018年度の上期には竣工予定ということで、これは本当に審査も最終段階に来ておりますし、建設も非常にそれに向けて進んできているということでありまして、こちらの再処理工場が動き出すと再処理も始まるということでもありますし……（「動かんやったらどうするとね」と呼ぶ者あり）いや、それは今まさに、それに向けて日本原燃が建設を進めているということですし、2018年度の上期に竣工予定と……（「何回延期してきとんね」と呼ぶ者あり）延期の回数は、確かに23回延期をしてきております。（「そんなに延期しとって何て稼働すんね」と呼ぶ者あり）

ただ、直近の延期につきましては、まさにその安全性を高めるための審査への対応ということで時期が延期をされてきておりますけれども、繰り返しになりますが、審査も最終段階でありますし、工事も本当にその最終段階に来ているということでありまして、したがって、その再処理工場が動き始めることによって、使用済み燃料の再処理も進んでいくと。もちろん、それまでの間、動き出して全部ばつと行くわけではないので、その一部、特に逼迫してきているようなところについては、貯蔵能力の、貯蔵容量の拡大といったことについても進めていただくこととしておりまして、それは先ほど九電さんからもリッキングの取り組み

ですとか、そういう御説明があったものというふうに理解をしております。

## ○司会

今の御質問は、九州電力様からもありますでしょうか。（「答えが残っとる」と呼ぶ者あり）

## ○九州電力株式会社(山元取締役)

九州電力でございますが、使用済み燃料の対策につきましては、先ほど当社のほうから資料の25ページと26ページに紹介させていただいておりますが、やはり玄海原子力発電所で発生しました使用済み燃料につきましては、計画的に六ヶ所再処理工場に搬出するというのを基本にしておりますので、発電所の中で最終処分ということにはなりません。

それから、六ヶ所の再処理工場が完成をすればすぐ運べるわけなんですけれども、やはりそれまでの裕度、時間というものが必要だということで、発電所の中の貯蔵施設をリラッキングと言いまして、プールの増強なんですけれども、これを、震災前に国のほうに安全審査をしておりましたけれども、今、いわゆる福島の事故が起こりまして審査が中断しております。今後、そのリラッキングにつきまして、また審査をお願いする計画にしておりますし、また、福島の事故の経験から、福島もプールと、実は乾式の貯蔵もございましたけれども、プールにつきましては水の補給ということで、テレビなんかでも見れましたけれども、乾式のキャスクを置いておりました。それは海水をかぶりましたが、健全で安全であったということがわかりまして、規制委員会からも九電に対しまして、乾式についてもよく検討するよという御指導もいただいております、今プールのリラッキングのほかに、この26ページにキャスクというのを示しましたけれども、キャスクの技術的な調査検討を今やっているところでございます。

海外におきましては、このキャスクが主流でございまして、約8割はキャスクに入れて保管しているというふうな状況でございますので、今そういう検討もしているところでございます。

以上です。

## ○司会

ありがとうございました。

先ほど規制庁のときは御説明できずに申しわけございませんでした。

他のお客様からも御意見をちょうだいしたいと思っております。こちらのブロックに移らせてい

たきます。

それでは、挙手をお願いいたします。では、こちらの男性のお客様をお願いいたします。

#### ○質問者

簡単に質問したいと思います。

まず冒頭、住民、参加者はまばらでしょう。これは県が努力していないんですよ。もう一回開いてください、唐津で。

じゃ、防災担当の方に質問したいと思います。

自治体の現状は、策定は行ったが周知はしていないのが実態です。

伊万里市の原発問題を考える市民グループが対話を求めました。そのときの伊万里市の回答ですけれども、原子力防災に関する業務は極めて専門性が高いため、市の責任で担当している業務としては自主的に避難計画の策定のみとなっており、その他の業務については全て国や県からの指示で行うことになっております。

したがって、他の自治体におきましても、原子力防災に関しましては市では責任ある回答ができないため、市単独での市民への説明会は開催されておりませんので、御理解いただきたいというふうに、今月1月17日に回答しています。これは唐津市も同じようなものですよ。

したがって、市民は現在、原子力防災の具体的内容については、ほとんど認識していません。ですから、こういう現状で、まさか知事が判断するということはあり得ないというふうに考えますが、まず、国の行政責任についてお答えをお願いします。

以上です。

#### ○司会

ありがとうございます。お願いいたします。

#### ○内閣府（田中参事官）

内閣府原子力防災のほうから、今、住民の方々に対する避難計画の周知につきましての御質問をいただきましたので、私どものほうからの回答をさせていただきたいと思います。

御指摘のありましたように、実際に住民の方々に原子力災害に係る基礎知識ですとか、あるいは原子力災害が発生した際にどういった対応をとっていくのか、具体的な避難経路ですとか、あるいは避難先がどこにあるか、そういったことをしっかり周知していくということは、これは万が一の際に円滑な避難を行うためにも非常に重要であるというふうに考えてご

ざいます。

そういった地域の住民の方々と一番接している自治体の方々が、広報をしっかりとやっていくということは非常に重要であると考えておりますので、私ども国としても、関係自治体としっかりと連携をしながら、そういった広報活動の推進、支援をしてきておりますし、引き続きしていきたいと思っております。

私どもとして、先ほどの御説明の際に、関係自治体に対しての財政的な支援の点を説明させていただきましたが、その財政的な支援の中で、自治体のほうから行われる住民に対する広報の活動に必要な予算につきましても、私どもしっかりと支援をさせていただいているところでございます。

ちょうど、きょうも佐賀県のほうで用意されておる、(資料を示す)こういった「原子力防災のてびき」というのが県のほうでも用意されてございますけれども、こういったものを使いながら、また、その他の手法も含めて広報の……

#### ○司会

大変恐れ入ります。少し短縮でお願いできますでしょうか。

#### ○内閣府(田中参事官)

済みません。ということで、私ども国としても広報活動に対してはしっかりと支援をしてまいります。

#### ○司会

ありがとうございます。

#### ○質問者

おたく国の職員だからわかるでしょうけれども、法律は、成立後、2年間の周知期間を持っているんですよ。それで、徹底して、例えば業者さんとか、団体さんには説明を行って、それが動くような格好をするのが国の行政手法なんです。ですから、そういう意味で、これが欠陥があるというのはわかるわけでしょう。

もう一つ、それでは、国の行政責任というのはどうあるのかということと、もう一つ、誤りがあるわけですが、IAEAの基準はですね、説明されたのは基準ではないですよ。アメリカは第5層の避難時の実効性も規制の対象になっているわけです。そういう意味では、だめなんですよ。やっぱりそういうことをきちんと考えていただきたい。回答をきちんとお願いします。

## ○司会

ありがとうございます。

会場の皆様にも規制をさせていただいておりますので、壇上の皆様も手短にお願いいたします。

## ○内閣府（田中参事官）

国の責任といたしましては、避難計画に関しまして、私ども先ほど御説明いたしましたこととかぶりますけれども、国としても自治体と一緒に協議会という枠組みのもとで具体的に緊急時対応というものをしっかり確認し、そして、総理を議長とする原子力防災会議において報告し、了承をしているところでございます。

また、2点目の点でございますけれども、日本におきまして、国際的に申しますと、アメリカ以外の、例えば、英国ですとかフランスにつきましては、日本と基本的に同じような自治体を中心になって防災の計画を策定していくという枠組みでございます。日本におきましても、やはり地域に熟知している自治体を中心となって取り組む、他方で原子力防災という、イシューであるからこそ、国として自治体では対応できないことも含めて、一緒になって対応、支援をしていくと、そういう形で取り組んでいるところでございます。

## ○司会

ありがとうございます。

申しわけございません。では、ちょっととりあえず中央のお客様、どなたか当たっていない方。それでは、ちょっと前方の、帽子をかぶられた男性の方いきましよう。

## ○質問者

覚道さんと九州電力の方に質問なんですけど、そもそも——そもそもというか、資料2を見て、これのどこが県民に丁寧な説明をする気があるのかなという印象しか持てませんでした。非常にわかりにくかったです。

そして、思うのが、結局、電気が足りないだとか、環境汚染にとって原発がメリットがあるとか、そういう印象を植えつけようとしているようにしか見えないんですけど、節電要請すらされていないのに、電気が足りていないふりをして動かそうとしているふうにはしか思えないんですけど、そもそも何で再稼働する、その理由を教えてください。

## ○司会

ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。できるだけ簡潔にお願いいたします。

#### ○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

資料につきましては、まず大部な資料をかいつまんで御説明するような形になってしましまして、まことに申しわけございませんでした。できるだけ全体の情報を共有させていただきたいということで、こういう形にいたしましたけれども、その点、申しわけございませんでした。

それで、再稼働についてということですが、ごく手短かに申しますと、やはり、今確かに電気は足りているように見えますけれども、コストはかかっているということですし、CO<sub>2</sub>の排出量もふえているということでもあります。そうした点を踏まえまして、もちろん私も言いましたように、全てのエネルギー源にはそれぞれ長所、短所がありますので、それを踏まえて、一定程度は原子力発電も行わないといけないという考えのもとで原子力発電を、安全性が確認されたものに限って、地元の理解を得ながら再稼働を進めるという方針の中で再稼働を進めさせていただいているものであります。

#### ○司会

恐れ入ります。今の質問には、九州電力様もお願いします。

#### ○九州電力株式会社（山元取締役）

電気が足りているということですが、福島の事故が起こった後、電気が非常に足りませんで、当社は皆様に節電のお願いもいたしまして、大変協力もいただきました。それから、火力発電所の定期検査も繰り延べをいたしました。それから、一遍廃止していた火力発電所をもう一遍動かすというふうなこともいたしまして、また、他電力から電力も買って、要するに電気を皆様にお届けするというのが3年続きまして、その後、何とか川内が動いて、いわゆる他電力から電気を買わなくてもいい状況になりましたが、まだまだ古い、40年も経過した石油火力発電所を待機、運用させているのが現状でございます。そうしますと、やはり、いわゆる電気の安定供給という意味では原子力発電が必要でございます、ぜひとも玄海の3、4号機がしっかり動くことが電気を安定に――安定的というのは、皆さんの御自宅もあります、企業の電気も必要でございます。そういう意味で原子力発電の、特に玄海の電気が必要と考えて、今進めさせていただいておるところでございます。

#### ○司会

ありがとうございます。男性のお客様、帽子のお客様、どう、いかがでしょうか、大丈夫

でしょうか。ありがとうございます。

それでは、右上のブロックへ行きます。時間が足りませんので、どうぞ挙手をお願いします。それでは、帽子の男性のお客様、お願いいたします。

#### ○質問者

皆さん答えていただきたい。原子力発電所をつくるときは、「絶対安全です」「放射能は絶対出ません」と言ったんです。正しくは放射性物質とか、放射線とか言うんでしょうけれども、当時は、「放射能は出しません」と言ったんです。しかし、1973年、九州電力が初めて我々と話し合いをすると行った。今ぐらいの時間まで嵐の日が続いた。そのときに排気塔が問題になったんです。そこから放射性物質が出る、放射性のガスが出るということがわかった。我々はそれからずっと、「原子力発電所は危ないからつくるのはやめてくれ」と、「運転が始まったら運転をとめてくれ」と言い続けてきた。「事故が起こったら大変だ」と言った。大変でしょう。今わかっているだけで、事故対策費が21兆5,000億円。見当もつかないような金額でしょう。うそついて建てたんだから、原子力発電所はやめるべきですよ。

福島で事故で原発がとまったんだから、もう動かしてはいかんのです。工場なんか建てる時に、「安全ですからつくらせてください」と言って建てる。「危ないから建てさせてください」なんて言うたやつはおらんよ、今まで。原発は動かそうと思ったら動くからね、再稼働させてくれなんて言っているけれども……

#### ○司会

恐れ入ります。もう時間がないので、どなたかにお願いしますか。それとも……

#### ○質問者

もうすぐ終わる。あなたが言わなかったら、それだけ分早く終わるんだ。今から原発をつくるとして、このような避難訓練とかなんとかまであわせて、こういうことで原子力発電所をつくらせてくださいと言ってごらんよ。誰だって「うん」と言わないだろう。大体そういうことを言い出せないと思うんだ。電力だったら、そういう今まであったことのないようなことが通用するのか。そこのところを考えて、世の中の道理に反している。逃げなきゃならんようなことを前提にして、動かさせてくれなんていうのは横着にもほどがある。根本が間違っている。その根性をたたき直して出てきなさい。

以上です。

#### ○司会



御質問、御意見でよろしかったですか。どういたしましょうか。では、九州電力様にお願いしてよろしいですか。

**○九州電力株式会社(山元取締役)**

今、御意見を言われましたんですけれども、そのとおり、我々もやはり発電所、電気を皆様にお届けするというので、原子力という手段で電気をつくらせていただいておりますが、やはりおっしゃいますように、絶対に、決して事故を起こしてはならないという気持ち、考え方、覚悟で今まで玄海原子力発電所を運転させていただきましたが、福島事故もよく反省して、当社はいろいろ安全対策も実施しております。これからは安全対策をしっかりと、発電所を運営してまいりたいと考えております。

当社の玄海原子力発電所の安全をしっかりと確保して、また、今後もさらに安全性を向上させる取り組みを続けて運営してまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

**○司会**

それでは、続いての御質問に参りたいと思いますが、では、後方のお客様、お待ちください。こちらから行きましょうか。男性のお客様お願いいたします。

**○質問者**

済みません、ちょっとどうしても聞いておきたいことがあるので。スリーマイル島の事件ありましたよね。それから、チェルノブイリがありました。それから、福島事故がありましたね。これらの事故の原因というのは、みんなそれぞれ違うんですよね。ということは、事故というのはみんな想定外なんですよね。そのことに対して、あなたたちはどう考えているのか。

それから、私が想定できる玄海原発の事故についてなんですけれども、事故というよりも、もしあそこに断続的なミサイル攻撃——いや、ばかみたいな話じゃなくて、戦争なんてしょっちゅうある話なんだから。断続的なミサイル攻撃等あったら、どうやってそれを防衛することができるのか。これはどうしても聞きたかったことですよ。よろしくお願いいたします。

**○司会**

ありがとうございます。こちらは九州電力様にお願いします。

**○九州電力株式会社(山元取締役)**

九州電力でございます。原子力発電所で想定外ということで、どう考えるか。想定外を想

定外でないようにいろいろやっておるわけでございまして、福島事故でもそうでございますが、想定外をよく考え、科学的に考え、本当にそういうことかということをしっかり、いわゆる根拠を理論立ててやった後で、それを想定の中に取り込んでいくということで今回の規制基準はなされたものだと考えております。

そういうことで考えますと、想定外を想定外にしないようなこと、あるいは、ミサイルのこともございましたが、ミサイルを何発——何といひますか、発電所に持ってきたらどうなるかという、そういうこともございますが、まずは想定、いわゆる科学的にそういうことがあり得るのかという確率の計算から入って、その中での対策等やっていくのがやはり原子力発電所の安全をより高めていく方法だと思っておりますので、いろんな知見をそういうことで入れながら、あるいは国の国防も考えながら、いろんなことを考えながら進めて、想定外をできるだけ小さいものに持っていくのが大切なことではないかと思っております。

以上です。

#### ○司会

ありがとうございます。37分を回っておりますが、先ほど一度御指名をさせていただきましたので、お客様お願いいたします。

#### ○質問者

私は、エネルギー庁の方に御質問させていただきます。

私は、きょうお話を聞いていて、軽々しく福島事故の、いわば教訓であるとか、それから踏まえてという言葉がたくさん出てきました。本当に前におられる方は福島事故の教訓、それを踏まえていますか。私は本当に福島の人たちの思いを考えるならば、きょうのような発言があるなら、福島の方はみんな怒りますよ。怒りますよ。軽々しくそういう言葉は使ってほしくない。本当に福島事故の教訓、それを踏まえてと言うならば、私はこうした大変な事態になった状況の中で、エネルギー問題につきましては再生エネルギーにシフトすべきじゃないですか。それをやらずして、教訓とか、踏まえてとか言う言葉は使ってほしくない。何のために、電力が十分足りているのに、私たちも努力をしてそうやっているのに、何で再稼働を強行しようとするのか。それは、前におられる九電の方や国の方々の御都合じゃないですか。ですから、そういう意味で、再生エネルギーの転換のことについて、エネルギー庁のほうにお尋ねいたします。

#### ○司会

ありがとうございます。お願いします。

#### ○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

お答えいたします。

福島の事故を踏まえてというふうに言わせていただきましたけれども、例えば、新しい規制基準についても、福島の事故の経験を踏まえてやった上で新しい規制基準をつくったというのは、これは実態としてはそういうことでありますので、そのように申し上げさせていただきました。

再生可能エネルギーについても、私どものエネルギー基本計画の中でも最大限導入を図っていくということで、2030年度には22から24%という数字を示させていただいております。これは相当に、ある意味野心的な数字でありますけれども、まさに最大限エネ導入を図っていくということであります。

私の説明の中で、エネルギー源については、これだけで賄っていけるというのはなかなかございません。それぞれ一長一短があるので、それをうまく組み合わせて一番最適なエネルギーの組み合わせというのをつくっていく必要があると思っております。その中で、原子力というものもお一定の比率というのが必要だと、それが2030年度で20から22%という数字でありまして、それに向けて安全性が確認された原発については、その御地元の理解を得ながら再稼働を進めていくという方針でございます。

#### ○司会

ありがとうございます。時間経過していますが、大丈夫でしょうか。では、真ん中の女性のお客様お願いできますか。（発言する者あり）いいえ、済みません、女性のお客様。（発言する者あり）ごめんなさい、済みません。今度は女性の方に参りましょう。中央のブロック、はいそうです。そちらの方。

#### ○質問者

はっきりしてもらいたいんですけど、福島のような事故が起こる可能性はもうなくなったんですかね。なくなったのか、なくなるのかわからんような説明をしてもらってもちょっと困るというのと、佐賀県民は、小さい子供から病弱な人までたくさんいるんですけど、どこまで被曝をしないといけないのかというのがよくわからないんです。この避難計画で年間被曝限度ですね、国際放射線防護委員会は1ミリシーベルトだというふうに言っていますが、その辺を守ってもらえるのかどうかはわからないんですけど、そこら辺を

はっきりと答えていただけないでしょうか。

**○司会**

どういたしましょうか。どなたかに御指名ありますか。ございませんでしたら内閣府の方に。

**○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）**

じゃ、まず、福島のような事故が起きないのかというところについて、これは本来、規制庁のほうから御回答されるべきものだと思いますけれども、まさにそういうふうにならないように新しい規制基準をつくったということで、それに適合しているというふうに玄海原発については認められたというふうに認識をしております。

先ほど経産省が安全確認をしているのかと言われましたけど、経産省はやっておりませんで、もうそこはまさに原子力規制委員会が安全性をしっかりと、第三者的な立場で、独立した立場で見るとというのが今の仕組みになっているところでございます。

**○司会**

女性のお客様、よろしいでしょうか。マイクをお持ちします。

**○質問者**

1ミリシーベルトをこの避難計画で守れるのかどうかを聞いているんです。それをはっきり答えていただきたいんですけど。

**○内閣府（田中参事官）**

内閣府の原子力防災です。今御指摘されている1ミリシーベルトというのは、ICRPで出されている一般時における公衆被曝限度のことだと思います。国際的には、緊急時にはまた別の数値の基準がなされているところでございます。そして、こちらの避難計画におきましては、原子力規制委員会が国際的なIAEAの基準等も踏まえた上で、放射線被曝に関しては確定的影響を回避し、確率的影響を最小限にするという考え方を指針に定めておりますので、それを踏まえた避難計画としているところでございます。

**○司会**

もう大幅になっておりますので、最後の質問にさせていただきます。

一番右側のブロック、今、手を挙げていらっしゃる男性のお客様で最後とさせていただきます。恐れ入ります。

**○質問者**

手短に言います。これまでも話を聞いていたんですが、私は玄海町からなんですけどね、きょうの資料の資料4の表紙にある風景が、自分の家の目の前の風景です。それで、この原発が動こうとしているときに、地元では、1つは福島現状を見て、放射能に対する不安があります。もう一つは、言われている原発がないとやっぱり生きていけないという部分があるわけですね。

ただ、これを聞いていて思ったのが、あなた方は万が一のことをずっときょう説明されましたけれども、もちろん万が一はないほうがいいです。ただ、仮にあったときにどういう責任をとろうとしてあるのか。健康を損なわれ、なりわいを奪われ、そして、このきれいなふるさとを追われるようになった地元の人、玄海町ばかりじゃありません、住民の人たちに対してどういう責任をとろうとしてあるのか、お金以外の面で。その一端を聞かせていただきたいと思います。

#### ○司会

ありがとうございます。

それでは、この質問には資源エネルギー庁の御担当の方からお願いします。

#### ○資源エネルギー庁（覚道原子力立地・核燃料サイクル産業課長）

原発の再稼働を進める責任ということかと思えますけれども、そのプラントを安全にしっかりと運転して、そういう事故が起きないようにすると。これはまさに事業者たる九州電力さんの責任だと思っております。万が一、事故があった場合に、国民の皆さんの生命、財産、あるいは身体を守るというのは、これは国の責務でありまして、関係法令に基づいてしっかりと責任を持って対処をするというのが私どもの考え方でございます。

#### ○司会

今の男性のお客様、よろしいでしょうか。（「あと2人にも聞いてください」と呼ぶ者あり）えっ、どなたに。（「内閣府と九州電力」と呼ぶ者あり）内閣府の方と九電さんに。はい、わかりました。

#### ○内閣府（田中参事官）

内閣府でございましてけれども、今、資源エネルギー庁のほうからお話がありましたように、万が一のことがあった場合には、国民の生命、身体、財産を守るのが国の責務ということで、しっかり対応していくということでございます。

#### ○九州電力株式会社（山元取締役）

九州電力でございますが、玄海原発の安全に関しましては、当社が第一義的な責任を持っております。当社は玄海原子力発電所の安全運転にしっかり取り組んでまいります。確かに、万が一の対策を今回とりましたが、そういうことが絶対に、絶対に使わないような心構えで、しっかり安全を確保して、玄海原子力発電所を運営する決意でおります。

以上でございます。

## ○司会

ありがとうございました。

もうお時間となりました。本日は規制をもちまして、ルールによって皆様から質疑応答をいただきました。本当に皆様の御協力のおかげでスムーズに進行できましたこと、本当にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、山口知事から御挨拶をさせていただきます。

それでは、壇上の皆様はどうぞ御退場をお願いいたします。

## ○山口知事

皆さん本日は本当にたくさんの御意見をありがとうございました。

私も意見を言わせていただきたいと思います。

平成10年に東海村で原子力事故が起きたときに、一旦、アンコントロールになって、それでも何とか現場の力もあって収束ができた。それから、国が責任を負うという形にさまざまな法体系になった。しかし、その中で、どうしてこれだけ地震が多い我が国で、大規模な地震、そしてこれまでもあった大きな津波という、ごく普通にありがちなことに対する対応ができなかったのかということ、我々は改めて考えなければいけないかなというふうに思っています。

私は、毎日この問題について考えているわけですが、1つ思うのは、今稼働している稼働しない、そういうことにかかわらず、佐賀県には玄海原発がそこにあります。使用済み燃料もあります。我々は常にそれに向かわなければいけないし、私は責任者として、これが何かあったときにどう対応すればいいのかということについて、いつも考える毎日です。

1号機は廃炉になりました。それでもまだ、何十年もこれをコントロールするのに大きな時間がかかります。皆さんがおっしゃったように、今ここに何もなかったらということであれば、私の判断というものは決まっています。この今あそこに、佐賀県が受け入れたあの原発をどのようにこれに対して対応していくのかということが極めて重要で、我々の背負った

大きな課題だと思っています。ですから、我々は、きょう来ていた国や事業者にしっかりと真摯に向かい合いながら、彼らの動向に常に注意深く、注視し、対応しなければいけないんだというふうに思っています。

この問題については、皆さん方、きょうも時間が足りないというお話もよくわかります。我々もこの問題に関してはプロセスを大切にしながら多くの意見を聞いていきたいというふうに思っております。

きょう時間の関係で御発言できなかった方もいらっしゃると思います。申しわけありません。さまざまな形で、いろんな意見を出していただきたいと思いますし、さまざまな気づきを我々に与えていただきたいというふうに思います。これからまだ、あと4回、県内でこうした会をさせていただきたいと思います。きょうの反省点も踏まえて、いろいろと改善できるところは改善していきたいというふうに思いますが、まずは本日ここにおいでいただいた皆さん方に心から感謝を申し上げたいと思います。

本日は説明会に御参加いただきまして、まことにありがとうございました。

## ○司会

どうもありがとうございました。

本当に最後までおつき合いいただきまして、皆様の貴重なお時間ちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

御指名ができなかったお客様、どうぞこちらの質問用紙、それから発言できなかった御意見は、ぜひ御投函お願いしたいと思っております。お帰りの際、どうぞお気をつけてお帰りになってください。ありがとうございました。